

改正案	現行
<p>（免許の単位）</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。</p> <p>一</p> <p>(1) 特定地上基幹放送局</p> <p>(2) 特定地上基幹放送局以外の地上基幹放送局</p> <p>(3) 特定地上基幹放送試験局</p> <p>(4) 特定地上基幹放送試験局以外の地上基幹放送試験局</p> <p>二〇八（略）</p> <p>九</p> <p>(1) 衛星基幹放送局</p> <p>(2) 衛星基幹放送試験局</p> <p>(3)・(4)（略）</p> <p>十（略）</p> <p>2 前項の場合において、同項各号（<u>第一号</u>）<u>(3)</u>及び<u>(4)</u>、第七</p>	<p>（免許の単位）</p> <p>第二条 無線局の免許の申請は、次に掲げる無線局の種別に従い、送信設備の設置場所（移動する無線局のうち、人工衛星局については人工衛星、船舶局、遭難自動通報局、航空機局、無線航行移動局、人工衛星局、船舶地球局及び航空機地球局以外のものについては送信装置とする。）ごとに行わなければならない。</p> <p>一</p> <p>(1) 放送局</p> <p>(2) 放送試験局</p> <p>二〇八（同上）</p> <p>九</p> <p>(1) 放送衛星局</p> <p>(2) 放送試験衛星局</p> <p>(3)・(4)（同上）</p> <p>十（同上）</p> <p>2 前項の場合において、同項各号（<u>第一号</u>）<u>(2)</u>、第七号、第</p>

号、第八号及び第九号(2)を除く。)に掲げる無線局の業務の実用化試験を目的とする無線局については、実用化試験局として免許を申請するものとする。

3・4 (略)

5 基幹放送局(基幹放送)(法第五条第四項の基幹放送をいう。以下同じ。)を行う実用化試験局を含む。以下同じ。)の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一こと(受信障害対策中継放送、衛星基幹放送、内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する基幹放送局が行う放送の場合を除く。)に行わなければならない。

一 国内放送等の基幹放送の区分

- (1) (略)
  - (2) 国際放送
  - (3) 中継国際放送
  - (4) 内外放送
- 二 地上基幹放送等の基幹放送の区分
- (1) 地上基幹放送

八号及び第九号(2)を除く。)に掲げる無線局の業務の実用化試験を目的とする無線局については、実用化試験局として免許を申請するものとする。

3・4 (同上)

5 放送局(放送試験局、放送衛星局、放送試験衛星局及び放送を行う実用化試験局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。))を含む。以下同じ。)の免許の申請は、第一項及び第二項の規定によるほか、次の各号に定める区分ごとに、かつ、希望する周波数の一こと(受信障害対策中継放送、受託国内放送、受託協会国際放送、受託内外放送、短波放送又は総務大臣が別に告示する放送局が行う放送の場合を除く。)に行わなければならない。

一 放送の区分

- (1) (同上)
- (2) 受託国内放送
- (3) 国際放送
- (4) 中継国際放送
- (5) 受託協会国際放送
- (6) 受託内外放送

(2) 衛星基幹放送

三 (略)

四 基幹放送の種類による区分

(1) (18) (略)

五 有料放送を含む基幹放送又はそれ以外の基幹放送の区分

六 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第八条に規定する臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)、コミュニティ放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第五号(注)八のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)、外国語放送(放送法施行規則別表第五号(注)九の外国語放送をいう。)、受信障害対策中継放送又はそれ以外の基幹放送の区分

6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。

一 固定局、地上基幹放送局(特定地上基幹放送局を含む。)、航空局、基地局、陸上移動中継局、陸上移動局、携帯局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、人工衛星局、構内無線局及び特別業務の局のうち二以上の無線局相互

二 (同上)

三 放送の種類による区分

(1) (18) (同上)

四 有料放送を含む放送又はそれ以外の放送の区分

五 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)第三条の五に規定する臨時かつ一時の目的のための放送(以下「臨時目的放送」という。)、コミュニティ放送(放送法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十号)別表第一号(注)十四のコミュニティ放送をいう。以下同じ。)、外国語放送(放送法施行規則別表第一号(注)十五の外国語放送をいう。)、受信障害対策中継放送、衛星補助放送又はそれ以外の放送の区分

6 同一人に属する二以上の無線局相互間において、左の各号の一に該当する装置を共通に使用しようとする場合は、共通に使用しようとするすべての装置をそれぞれの無線局の無線設備の工事設計に含めて申請することができる。

間において使用される同一規格の予備の無線設備（空中線系については、同一型式とする。）の装置

二 航空機局又は航空機地球局相互間において、同一の電波の型式、周波数及び空中線電力により使用する同一型式の送信装置若しくは受信装置又は同一型式の附属装置であつて総務大臣が別に告示するもの

三 航空機局相互間において使用する装置であつて、検定期間による同一の型式検定に合格した機器（外国において、当該型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）のもの

四 海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、携帯移動地球局及び地球局のうちの上記以上の無線局の相互間において使用される同一規格の予備の無線設備の装置（他の無線局に備え付けられている装置（船舶地球局のものを除く。）を含む。）

五 多重回線を構成する固定局相互間において、災害が発生し、又は電波の伝搬障害（法第百二条の二第一項に規定する伝搬障害防止区域に係る重要無線通信の電波伝搬路におけるものを除く。）が生じた場合に固定局の代わりに臨時に使用される同一の電波の型式及び周波数の無線設備の装置（第一号に掲げるものを除く。）

一 航空機局又は航空機地球局相互間において、同一の電波の型式、周波数及び空中線電力により使用する同一型式の送信装置若しくは受信装置又は同一型式の附属装置であつて総務大臣が別に告示するもの

一の二 航空機局相互間において使用する装置であつて、検定期間による同一の型式検定に合格した機器（外国において、当該型式検定に相当するものと総務大臣が認める型式検定に合格したものを含む。）のもの

二 三、〇〇〇MHz 以上の周波数の電波を使用する固定局（当該無線局の無線設備の変調部の工事設計内容が同一のものに限る。）相互間において、テレビジョン放送の放送番組及びこれに附帯する事務の中継を行うための同一型式の変調装置であつて、当該装置の取付及び取りはずしが単に接続栓せんの挿そう入又は取りはずしのみで足りるもの

三 その他総務大臣が別に告示するもの

759 (略)

(添附書類等)

第四条 (略)

2 (略)

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)	別表第二号第1	別表第二号の二第1
二 九 (略)	(略)	(略)
十 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局	別表第二号第5	別表第二号の二第8
十一 (略)	(略)	(略)
十二 十五 (略)	(略)	(略)

(基幹放送局の事業計画)

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

759 (同上)

(添附書類等)

第四条 (同上)

2 (同上)

区分	無線局事項書及び工事設計書の様式	
	無線局事項書の様式	工事設計書の様式
一 放送局(放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。)	(同上)	(同上)
二 九 (同上)	(同上)	(同上)
十 放送衛星局及び放送試験衛星局	(同上)	(同上)
十一 (同上)	(同上)	(同上)
十二 十五 (同上)	(同上)	(同上)

(放送局の事業計画)

第六条 申請者は、法第六条第二項の規定により提出する書類に記載する事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜四 (略)

五 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者の議決権を有する者に関する事項(十分の一を超える議決権を有する者に関する事項)

六 申請者が特定地上基幹放送局又は特定地上基幹放送試験局の免許を申請しようとするときは、申請者自らが議決権を有する者に関する事項(十分の一を超える議決権を有する他の基幹放送事業者(放送法第二条第二十三号に規定する基幹放送事業者をいい、日本放送協会(以下「協会」という。))及び放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。))を除く。以下同じ。)に関する事項

七 (略)

八 基幹放送の業務を行う事業又は放送法第一百八条第一項に規定する放送局設備供給役務の提供を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定並びに経営方針として次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項

一〜四 (同上)

五 申請者の議決権を有する者に関する事項(十分の一を超える議決権を有する者に関する事項)

六 申請者自らが議決権を有する者に関する事項(十分の一を超える議決権を有する他の一般放送事業者(放送法第二条第三号の三に規定する一般放送事業者をいう。以下同じ。))又は三分の一以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者(電気通信役務利用放送法(平成十三年法律第八十五号)第二条第三項に規定する電気通信役務利用放送事業者をいう。以下同じ。))に関する事項

七 (同上)

八 経営方針(放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画、週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の審議機関に関する事項、放送番組の編集の機構及び考査に関する事項、放送法第六条の二の規定による放送(以下「災害放送」という。))に関する事項、試験、研究又は調査の方法及び具体的計画(放送試験局及び放送試験衛星局の場合に限る。)、試験の方法及び具体的計画(放送を行う実用化試験局の場合に限る。)、放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来

区分	記載事項
イ 特定地上基幹放送局及び特定地上基幹放送試験局（以下「特定地上基幹放送局等」という。）の場合  ロ 地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合  ハ 基幹放送を行う実用化試験局の場合	(1) 放送番組の編集の基準 (2) 放送番組の編集に関する基本計画 (3) 週間放送番組の編集に関する事項 (4) 放送番組の審議機関に関する事項 (5) 放送番組の編集の機構及び考查に関する事項 (6) 放送法第百八条の規定による放送（以下「災害放送」という。）に関する事項  試験、研究又は調査の方法及び具体的計画  試験の方法及び具体的計画

2 前項の場合において、申請者が協会であるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項（中継国際放送を行

2 前項の場合において、申請者が日本放送協会（以下「協会」という。）であるときは、同項の規定にかかわらず、

う基幹放送局の場合は第七号に掲げる事項に限る。)を記載するものとする。

一〇六 (略)

七 中継国際放送の実施に関する計画(中継国際放送を行う基幹放送局の場合に限る。)

八 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画(地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合に限る。)

九 試験の方法及び具体的計画(基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。)

3 第一項の場合において、申請者が学園であるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〇三 (略)

四 放送番組の編集に関する基本計画(特定地上基幹放送局等の場合に限る。)

五 週間放送番組の編集に関する事項(特定地上基幹放送局等の場合に限る。)

六 放送番組の編集の機構に関する事項(特定地上基幹放送局等の場合に限る。)

七 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画(地上基幹放送試験局及び衛星基幹放送試験局の場合に限る。)

次に掲げる事項(中継国際放送を行う放送局の場合は第七号に掲げる事項に限る。)を記載するものとする。

一〇六 (同上)

七 中継国際放送の実施に関する計画(中継国際放送を行う放送局の場合に限る。)

八 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画(放送試験局及び放送試験衛星局の場合に限る。)

九 試験の方法及び具体的計画(放送を行う実用化試験局の場合に限る。)

3 第一項の場合において、申請者が放送大学学園法(平成十四年法律第百五十六号)第三条に規定する放送大学学園(以下「学園」という。)であるときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〇三 (同上)

四 放送番組の編集に関する基本計画

五 週間放送番組の編集に関する事項

六 放送番組の編集の機構に関する事項

七 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画(放送試験局及び放送試験衛星局の場合に限る。)

八 試験の方法及び具体的計画(基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。)

4 第一項の場合において、申請者が受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を記載するものとする。

5 第一項の場合において、申請者が放送法第八条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送(以下「専門放送」という。)を専ら行う基幹放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

二 経営方針として次に掲げる事項

イ 基幹放送の事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定

ロ 週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の編集の機構及び考査に関する事項並びに災害放送に関する事項(特定地上基幹放送局等の場合に限る。)

6 第一項の場合において、申請者が臨時目的放送を専ら行

八 試験の方法及び具体的計画(放送を行う実用化試験局の場合に限る。)

4 第一項の場合において、申請者が受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を記載するものとする。

5 第一項の場合において、申請者が放送法第三条の五に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送(以下「専門放送」という。)を専ら行う放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (同上)

二 経営方針(週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の編集の機構及び考査に関する事項、災害放送に関する事項、放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定)

6 第一項の場合において、申請者が臨時目的放送を専ら行

う基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。)の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

二 週間放送番組の編集に関する事項及び災害放送に関する事項(特定地上基幹放送局等の場合に限る。)

7| 第一項の場合において、申請者がコミュニティ放送を行う基幹放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う基幹放送局を含む。)の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

う放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局を含む。)の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (同上)

二 週間放送番組の編集に関する事項及び災害放送に関する事項

7| 第一項の場合において、申請者が受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送を行う放送局の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 第一項第一号から第四号まで及び第七号に掲げる事項

二 経営方針(試験、研究又は調査の方法及び具体的計画(放送試験衛星局の場合に限る。)、試験の方法及び具体的計画(放送を行う実用化試験局の場合に限る。)、受託放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要並びに将来の事業予定)

8| 第一項の場合において、申請者がコミュニティ放送を行う放送局(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う放送局を含む。)の免許を申請しようとするときは、同項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 (略)

二 経営方針(放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画、週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の審議機関に関する事項、放送番組の編集の機構及び考查に関する事項並びに災害放送に関する事項)  
(特定地上基幹放送局等の場合に限る。)

(放送区域)

第七条 (略)

2 放送区域等を計算による電界強度又は電力束密度(一・七GHzから一・二GHzまでの周波数の電波を使用するテレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合に限る。以下この項及び別表第二号において同じ。)に基づいて定める場合における当該電界強度又は電力束密度の算出の方法は、総務大臣が別に告示する。

3 (略)

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 次の表の上欄に掲げる無線局の免許の申請をしようとする者は、免許の申請書及び添付書類に、次の表の上

一 (同上)

二 経営方針(放送番組の編集の基準、放送番組の編集に関する基本計画、週間放送番組の編集に関する事項、放送番組の審議機関に関する事項、放送番組の編集の機構及び考查に関する事項並びに災害放送に関する事項)

(放送区域)

第七条 (同上)

2 放送区域等を計算による電界強度又は電力束密度(一・七GHzから一・二GHzまでの周波数の電波を使用するテレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合に限る。以下この項及び別表第二号において同じ。)に基づいて定める場合における当該電界強度又は電力束密度の算出の方法は、総務大臣が別に告示する。

3 (同上)

(添付書類の写しの提出部数等)

第八条 (同上)

欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる通数の書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。ただし、総務大臣又は総合通信局長が写しの提出部数を減じ、又はその提出を要しないこととしたときは、この限りでない。

区分	一 基幹放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	書類	無線局事項書及び工事設計書の写し	二通
----	--	----	------------------	----

区分	一 放送局、標準周波数局、特別業務の局、固定局、海岸局、航空局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線測位局、特定実験試験局、実験試験局、人工衛星局、宇宙局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、船舶地球局、航空機地球局、地球局、アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局（以下「人工衛星等のアマチュア局」という。）に限る。）及び気象援助局	書類	(同上)	(同上)
----	--	----	------	------

二 (略)	(略)	(略)
-------	-----	-----

2 (略)

(予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示)

第十条の二 (略)

2 超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う衛星基幹放送局であつて、補完放送を行うものに係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャンネルを併せて指定する。

3 テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う基幹放送局であつて、補完放送(標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。))に関する送信の標準方式(平成三年郵政省令第三十六号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。)(第九条の二において準用する標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(昭和五十八年郵政省令第二十三号。以下「標準テレビジョン音声多重放送の標準方式」という。)(第三条から第七条までに規定する送信の方式により行うものを除く。))を行うものに係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、音声チャンネル、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を併せて指定する。

4 テレビジョン音声多重放送を行う衛星基幹放送局に係

二 (同上)	(同上)	(同上)
--------	------	------

2 (同上)

(予備免許の付与の際に指定する周波数等の表示)

第十条の二 (同上)

2 超短波放送(衛星系によるものに限る。デジタル放送を除く。)を行う放送局であつて、補完放送を行うものに係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャンネルを併せて指定する。

3 テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う放送局であつて、補完放送(標準テレビジョン放送(デジタル放送を除く。))に関する送信の標準方式(平成三年郵政省令第三十六号。以下「標準テレビジョン放送の標準方式」という。)(第九条の二において準用する標準テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式(昭和五十八年郵政省令第二十三号。以下「標準テレビジョン音声多重放送の標準方式」という。)(第三条から第七条までに規定する送信の方式により行うものを除く。))を行うものに係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、音声チャンネル、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を併せて指定する。

4 テレビジョン音声多重放送(衛星系によるものに限る。)

る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、音声チャンネルを併せて指定する。

5 テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を併せて指定する。

6 超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャンネルを併せて指定する。

7 テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を併せて指定する。

8 テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を併せて指定する。

9 デジタル放送を行う基幹放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の区分により行うものとする。

一・二 (略)

10 (略)

(空中線電力の指定)

を行う放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、音声チャンネルを併せて指定する。

5 テレビジョン文字多重放送を行う放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を併せて指定する。

6 超短波データ多重放送を行う放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャンネルを併せて指定する。

7 テレビジョン・データ多重放送を行う放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を併せて指定する。

8 テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を併せて指定する。

9 デジタル放送を行う放送局に係る法第八条第一項の規定による周波数の指定に際しては、次の区分により行うものとする。

一・二 (同上)

(同上)

(空中線電力の指定)

第十条の三 法第八条第一項第四号の空中線電力の指定は、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり行うものとする。

区分	空中線電力
一 基幹放送局(二の項から六の項までに掲げるものを除く。)、無線呼出局(電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。)及び無線標識局	当該無線局が送信に際して使用しなければならぬ単一の値の空中線電力(超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局については、実効輻射電力を、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送・テレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局については、実効輻射電力又は等価平方輻射電力を併せて指定する。基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。)

第十条の三 (同上)

区分	空中線電力
一 放送局(二の項から六の項までに掲げるものを除く。)、無線呼出局(電気通信業務を行うことを目的として開設するものに限る。)及び無線標識局	当該無線局が送信に際して使用しなければならぬ単一の値の空中線電力(超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局については、実効輻射電力を、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送・テレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局については、実効輻射電力又は等価平方輻射電力を併せて指定する。)

<p>二 超短波放送を行う基幹放送局及びテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う基幹放送局（二の項及び六の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 超短波放送を行う基幹放送局（六の項に掲げるものを除く。）であつて、補完放送を行うもの</p>
<p>当該無線局が送信に際して使用しなければならぬ単一の値の空中線電力（実効輻射電力を併せて指定する。基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）</p>	<p>当該無線局が送信に際して使用しなければならぬ単一の値の空中線電力及び超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号。以下「超短波放送の標準方式」という。第五條の二において準用する超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十三年郵政省令第二十五号。以下「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式」という。）第二</p>

<p>二 超短波放送を行う放送局及びテレビジョン放送（デジタル放送に限る。）を行う放送局（三の項及び六の項に掲げるものを除く。）</p>	<p>三 超短波放送を行う放送局（六の項に掲げるもの及び衛星補助放送を行うものを除く。）であつて、補完放送を行うもの</p>
<p>当該無線局が送信に際して使用しなければならぬ単一の値の空中線電力（実効輻射電力を併せて指定する。）</p>	<p>当該無線局が送信に際して使用しなければならぬ単一の値の空中線電力及び超短波放送に関する送信の標準方式（昭和四十三年郵政省令第二十六号。以下「超短波放送の標準方式」という。第五條の二において準用する超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送に関する送信の標準方式（昭和六十三年郵政省令第二十五号。以下「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送の標準方式」という。）第二</p>

<p>五 テレビジョン放送を行う基幹放送局（六の項に掲げるも</p>	<p>四 テレビジョン放送を行う基幹放送局（五の項及び六の項に掲げるものを除く。）</p>	
<p>当該無線局が映像及び音声のそれぞれの送信に際して使用しなければならぬ各単一の値の空</p>	<p>当該無線局が映像及び音声のそれぞれの送信に際して使用しなければならぬ各単一の値の空中線電力（実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）</p>	<p>条から第七条までに規定する送信の方式により補完放送を行うに際して使用しなければならぬ各単一の値の空中線電力（それぞれ実効輻射電力を併せて指定する。基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。）</p>

<p>五 テレビジョン放送を行う放送局（六の項に掲げるものを</p>	<p>四 テレビジョン放送を行う放送局（五の項及び六の項に掲げるものを除く。）</p>	
<p>当該無線局が映像及び音声のそれぞれの送信に際して使用しなければならぬ各単一の値の空</p>	<p>当該無線局が映像及び音声のそれぞれの送信に際して使用しなければならぬ各単一の値の空中線電力（実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。）</p>	<p>条から第七条までに規定する送信の方式により補完放送を行うに際して使用しなければならぬ各単一の値の空中線電力（それぞれ実効輻射電力を併せて指定する。）</p>

のを除く。)であつて、補完放送を行うもの

中線電力並びに標準テレビジョン放送の標準方式第九条の二において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条から第七条まで、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(昭和六十年郵政省令第七十七号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。)第二条から第十条まで並びに標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成六年郵政省令第四十七号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式」という。)第一条の三から第一条の十一まで及び第一条の十三から第一条の十六までに規定する送信の方式により補完放送を行うに際して使用しなければならない電波の型式ごとの各単一の値の空中線電力(それぞれ実効輻射

除く。)であつて、補完放送を行うもの

中線電力並びに標準テレビジョン放送の標準方式第九条の二において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条から第七条まで、標準テレビジョン文字多重放送に関する送信の標準方式(昭和六十年郵政省令第七十七号。以下「標準テレビジョン文字多重放送の標準方式」という。)第二条から第十条まで並びに標準テレビジョン・データ多重放送及び高精細度テレビジョン・データ多重放送に関する送信の標準方式(平成六年郵政省令第四十七号。以下「標準テレビジョン・データ多重放送等の標準方式」という。)第一条の三から第一条の十一まで及び第一条の十三から第一条の十六までに規定する送信の方式により補完放送を行うに際して使用しなければならない電波の型式ごとの各単一の値の空中線電力(それぞれ実効輻射

七・八 (略)	<p>六 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局並びに基幹放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの</p>	
(略)	<p>当該無線局が送信に際して使用しなければならぬ単一の値の空中線電力(実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。)</p>	<p>電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて指定する。)</p>

(工事設計等の変更の申請及び届出)  
第十二条 次の各号の一に該当する場合は、申請書又は届書に第四条第二項の表の上欄に掲げる無線局の区分に従い、同表の下欄に掲げる無線局事項書又は工事設計書を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

七・八 (同上)	<p>六 放送衛星局及び放送試験衛星局並びに放送を行う実用化試験局であつて人工衛星に開設するもの</p>	
(同上)	<p>当該無線局が送信に際して使用しなければならぬ単一の値の空中線電力(実効輻射電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。)</p>	<p>電力又は等価等方輻射電力を併せて指定する。)</p>

(工事設計等の変更の申請及び届出)  
第十二条 (同上)

一 (略)

二 法第九条第四項の規定により無線局の目的、通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域、無線設備の設置場所又は基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の変更の許可を受けようとする場合

三 法第九条第五項の規定により届出をしようとする場合

四 (略)

2 基幹放送局に係る前項各号に掲げる場合において、その変更により当該基幹放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会の基幹放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

3 (略)

(記載事項の省略)

第十五条 次に掲げる無線局の免許を申請しようとするときは、法第六条の規定する記載事項のうち、次の区分に従い、それぞれ下記の事項の記載を省略することができる。

一 基幹放送局

(1) 協会の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法、

一 (同上)

二 法第九条第四項の規定により通信の相手方、通信事項、放送事項、放送区域又は無線設備の設置場所の変更の許可を受けようとする場合

三 (同上)

2 放送局に係る前項各号に掲げる場合において、その変更により当該放送局の事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときは、第四条第二項に規定する様式に準じて記載した事業計画又は事業収支見積りを添付するものとする。ただし、協会の放送局の場合は、事業収支見積りの提出を省略することができる。

3 (同上)

(記載事項の省略)

第十五条 (同上)

一 放送局

(1) 協会の放送局 無線設備の工事費の支弁方法、無線

無線局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り

(2) (1)以外の基幹放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二〇九 (略)

2 (略)

3 法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り(協会の基幹放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。)及び放送区域は、同一人が開設する基幹放送局であつて、その無線設備の設置場所(人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。)が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り又は放送区域の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の基幹放送局についてのみ全部を記載し、他の基幹放送局については、当該一の基幹放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4 法第六条第二項に規定する放送区域は、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局の場合においては、その基幹放送局が無線設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

局の運用費及びその支弁方法並びに事業収支見積り

(2) (1)以外の放送局 無線設備の工事費の支弁方法並びに無線局の運用費及びその支弁方法

二〇九 (同上)

2 (同上)

3 法第六条第二項に規定する事業計画、事業収支見積り(協会の放送局に係るものを除く。以下この項において同じ。)及び放送区域は、同一人が開設する放送局であつて、その無線設備の設置場所(人工衛星に開設するものにあつては、申請者の住所とする。)が同一の総合通信局の管轄区域内にあり、かつ、事業計画、事業収支見積り又は放送区域の内容の全部又は一部が同一である場合においては、一の放送局についてのみ全部を記載し、他の放送局については、当該一の放送局の記載事項と同一の部分について、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4 法第六条第二項に規定する放送区域は、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の場合においては、その放送局が無線設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送局の記載事項と同一である旨を記載して、その記載を省略することができる。

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局(アマチュア局を除く。)であつて、その無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。)がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと(基幹放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の基幹放送の区分ごと及び基幹放送の種類ごと(デジタル放送を行う場合を除く。)、簡易無線局の場合にあつては第四条第二項の表十二の項及び十三の項に掲げるものごと)、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては同項の表六の項及び十四の項に掲げるものごと)に、同時に申請しようとする無線局の種別及び数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書(簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無

(申請手続の簡略)

第十五条の二の二 同一人に属する二以上の無線局(アマチュア局を除く。)であつて、その無線設備の設置場所(船舶又は航空機を無線設備の設置場所又は常置場所とする無線局にあつては当該船舶の主たる停泊港又は当該航空機の定置場の所在地、宇宙物体に開設する無線局にあつては申請者の住所、その他の移動する無線局にあつては当該無線局の無線設備の常置場所とする。)がいずれも同一総合通信局の管轄区域内にあるものの免許の申請は、その申請を同時に行う場合に限り、第二条第一項各号に掲げる無線局の種別ごと(放送局の場合にあつてはデジタル放送又はそれ以外の放送の区分ごと及び放送の種類ごと(デジタル放送を行う場合を除く。)、簡易無線局の場合にあつては第四条第二項の表十二の項及び十三の項に掲げるものごと、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局にあつては当該無線局の行う業務ごと、船舶局の場合にあつては同項の表六の項及び十四の項に掲げるものごと)に、同時に申請しようとする無線局の種別及び数を明示した一の申請書並びに各無線局に係る無線局事項書(簡易無線局、気象援助局、陸上移動局、携帯局、船上通信局、無線標定移動局又は実験試験局にあつては、法第六条第一項第一号から第六号までに掲げる事項及び無線設備の常置場

線設備の常置場所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2～4 (略)

(再免許の申請)

第十六条 再免許を申請しようとするときは、再免許申請書に次に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行わなければならない。

一～六 (略)

七 免許の期間における業務の概要(基幹放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。)

八～十 (略)

2 前項の場合において、再免許の申請が基幹放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。

一 (略)

所を同じくする無線局ごとに一の無線局事項書及び各無線局に係る工事設計書を提出することによつて行うことができる。

2～4 (同上)

(再免許の申請)

第十六条 (同上)

一～六 (同上)

七 免許の期間における業務の概要(放送局、気象援助局、標準周波数局、多重無線設備の固定局、陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、携帯移動地球局、無線呼出局、船舶局、航空機局、無線標識局及び施行規則第三十八条の二の規定により業務日誌の備付けを省略することができる無線局を除く。)

八～十 (同上)

2 前項の場合において、再免許の申請が放送局に関するものであるときは、同項の書類に記載すべき事項は、同項第一号から第五号まで及び第八号から第十号までに掲げる事項並びに次に掲げる事項とする。

一 (同上)

二 将来の事業収支見積り(協会の基幹放送局の場合を除く。)

三 放送事項(特定地上基幹放送局等の場合に限る。)

四 (略)

五 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績(免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会の基幹放送局の場合を除く。)

六 一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第九十三条第一項の規定により一の認定を受けようとする者の当該業務に用いられる無線局の免許を受けようとする者にあつては当該認定を受けようとする一の者の氏名又は名称

3 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画又は同項第四号に規定する放送区域の全部又は一部が現に免許を受けている当該基幹放送局の事業計画又は放送区域と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4 第十五条第三項の規定は、基幹放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、同項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

二 将来の事業収支見積り(協会の放送局の場合を除く。)

三 放送事項

四 (同上)

五 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績(免許の期間における事業の実績については、受信障害対策中継放送を行う放送局の場合を除き、資産、負債及び収支の実績については、協会の放送局の場合を除く。)

3 前項の場合において、同項第一号に規定する将来の事業計画又は同項第四号に規定する放送区域の全部又は一部が現に免許を受けている当該放送局の事業計画又は放送区域と同一であるときは、その旨を記載して、その全部又は一部の記載を省略することができる。

4 第十五条第三項の規定は、放送局の再免許の場合に準用する。この場合において、同項中「事業計画」とあるのは、「事業計画、第十六条第二項第五号に規定する事項」と読み替えるものとする。

5 (略)

(相続等における免許の承継の届出)

第二十条の二 法第二十条第一項、第七項及び第八項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に法第二十条第九項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一・二 (略)

2 (略)

3 前二項の規定は、法第二十条第十項の場合に準用する。

(免許の承継の申請)

第二十条の三 法第二十条第二項、第四項(分割に係る部分に限る。以下この条において同じ。)又は第五項(合併に係る部分に限る。以下この条において同じ。)(同条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定により無線局の免許人の地位の承継(承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者

5 (同上)

(相続等における免許の承継の届出)

第二十条の二 法第二十条第一項、第五項及び第六項の規定により無線局の免許人の地位を承継したことを届け出るときは、次に掲げる事項を記載した書類に法第二十条第七項の書面を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一・二 (同上)

2 (同上)

3 前二項の規定は、法第二十条第八項の場合に準用する。

(免許の承継の申請)

第二十条の三 法第二十条第二項(同条第八項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定により無線局の免許人の地位を承継しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 (同上)

の氏名

二 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部（法第二十条第四項の場合にあつては、無線局をその用に供する事業の一部。以下この条において同じ。）を承継する法人の予定する商号又は名称、住所及び代表者の氏名

三 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日

四 合併又は分割の理由

五 免許人の地位の承継を必要とする理由

六 承継に係る無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間

2 承継に係る無線局が基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人について、前項各号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

一 事業計画及び事業収支見積り

二 無線局の運用費の支弁方法

二（同上）

三 合併又は分割決議年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

四（同上）

五（同上）

六（同上）

2 承継に係る無線局が放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人について、前項各号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業計画及び事業収支見積り

二 無線局の運用費の支弁方法

三 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

3 (略)

4 第一項及び第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (略)

二 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書、その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類（地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。）

三 (略)

5・6 (略)

7 第八条第二項の規定は、法第二十条第二項、第四項又は第五項の規定により許可を与えた場合に準用する。

8 (略)

第二十条の三の二 法第二十条第三項、第四項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。）又は第五項後段（地上基幹放送の業

3 (同上)

4 第一項及び第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 (同上)

二 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類

三 (同上)

5・6 (同上)

7 第八条第二項の規定は、法第二十条第二項の規定により許可を与えた場合に準用する。

8 (同上)

第二十条の三の二 法第二十条第三項（同条第八項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位を承継しようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける部分に限る。以下この条において同じ。）（同条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。）の規定により無線局の免許人の地位の承継（承継したものとみなされる場合を含む。以下この条において同じ。）をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 譲渡人の氏名（譲渡人が法人又は団体であるときは、その商号又は名称及び代表者の氏名）及び住所

二 譲受人が事業を譲り受ける年月日

三 事業の譲受けの理由

四 免許人の地位の承継を必要とする理由

五 承継に係る無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間

2 承継に係る無線局が基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、譲受人について、前項各号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業計画及び事業収支見積り

二 無線局の運用費の支弁方法

三 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及

一 （同上）

二 （同上）

三 （同上）

四 （同上）

五 （同上）

2 承継に係る無線局が放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）であるときは、譲受人について、前項各号のほか、申請書に次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業計画及び事業収支見積り

二 無線局の運用費の支弁方法

び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力

3 (略)

4 第一項及び第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 事業の譲渡に関する契約書の写し(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)

二・三 (略)

5・6 (略)

7 第八条第二項の規定は、法第二十条第三項、第四項又は第五項の規定により許可を与えた場合に準用する。

第二十条の三の三 法第二十条第四項後段(特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。)又は法第二十条第五項前段(他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。以下この条において同じ。)(同条第十項において準用する場合を含む。第七項において同じ。)の規定により、総務大臣の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

3 (同上)

4 第一項及び第二項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

一 事業の譲渡に関する契約書の写し

二・三 (同上)

5・6 (同上)

7 第八条第二項の規定は、法第二十条第三項の規定により許可を与えた場合に準用する。

- 
- 一 譲受人が事業を譲り受ける年月日
  - 二 事業の譲渡し（法第二十条第四項後段の場合。第三項第一号において同じ。）又は譲受け（法第二十条第五項前段の場合。第三項第一号において同じ。）の理由
  - 三 承継に係る無線局の識別信号、種別、免許番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間
  - 四 譲渡人（法第二十条第四項後段の場合。次号及び次項において同じ。）又は譲受人（法第二十条第五項前段の場合。次号及び次項において同じ。）の事業計画及び事業収支見積り
  - 五 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法
  - 六 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
- 2 前項の申請書の様式は、別表第四号の二で定める。
  - 3 第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付する。
    - 一 事業の譲渡に関する契約書の写し
    - 二 譲渡人が法人であるときは、その定款
    - 三 譲渡人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書
  - 4 第一項及び前項の添付書類には、それぞれの写し二通を添えるものとする。
-

- 5 第八条第一項ただし書の規定は、前項の場合に準用する。
- 6 第八条第二項の規定は、法第二十条第四項後段の規定により許可を与えた場合に準用する。

(様式等)

## 第二十一条 (略)

### 2 (略)

- 3 第十条の二第二項の規定は、超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う衛星基幹放送局であつて、補完放送を行うものに係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

- 4 第十条の二第三項の規定は、テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う基幹放送局であつて、補完放送(標準テレビジョン放送の標準方式第九条の二において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条から第七条までに規定する送信の方式により行うものを除く。)を行うものに係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

- 5 第十条の二第四項の規定は、テレビジョン音声多重放送を行う衛星基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

- 6 第十条の二第五項の規定は、テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合

(様式等)

## 第二十一条 (同上)

### 2 (同上)

- 3 第十条の二第二項の規定は、超短波放送(衛星系によるものに限る。デジタル放送を除く。)を行う放送局であつて、補完放送を行うものに係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

- 4 第十条の二第三項の規定は、テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う放送局であつて、補完放送(標準テレビジョン放送の標準方式第九条の二において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第三条から第七条までに規定する送信の方式により行うものを除く。)を行うものに係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

- 5 第十条の二第四項の規定は、テレビジョン音声多重放送(衛星系によるものに限る。)を行う放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

- 6 第十条の二第五項の規定は、テレビジョン文字多重放送を行う放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準

に準用する。

7 第十条の二第六項の規定は、超短波データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

8 第十条の二第七項の規定は、テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

9 第十条の二第八項の規定は、テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

10 第十条の二第九項の規定は、デジタル放送を行う基幹放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

11～13 (略)

用する。

7 第十条の二第六項の規定は、超短波データ多重放送を行う放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

8 第十条の二第七項の規定は、テレビジョン・データ多重放送を行う放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

9 第十条の二第八項の規定は、テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

10 第十条の二第九項の規定は、デジタル放送を行う放送局に係る免許状に周波数を記載する場合に準用する。

11～13 (同左)

第二十四条の三 法第十六条の二の規定による許可の申請をしようとする場合は、変更の理由及び電気通信業務の通信の取扱範囲を記載した申請書にその写し二通を添えて総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。この場合において、その申請が海岸局に係るものであるときは、電気通信業務の通信に使用することを希望する電波の型式及び周波数並びに電気通信業務の取扱時間を申請書に付記するものとする。

2| 第八条第一項ただし書及び第二項の規定は、前項の規定

第二十四条の三 (略)

第二十四条の四 (略)

第二十五条 (略)

2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行なう場合に準用する。この場合において、第二条第六項第二号又は同項第三号に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

3 6 (略)

(認定の申請)

第二十五条の四 (略)

2 法第二十七条の十三第二項第九号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (略)

により申請を行なう場合に準用する。

第二十四条の四 (同上)

第二十四条の五 (同上)

第二十五条 (同上)

2 第二条第六項の規定は、同項各号に掲げる装置を共通に使用しようとする無線局について、法第十七条の規定による無線設備の変更の工事の許可の申請又は届出を行なう場合に準用する。この場合において、第二条第六項第一号又は同項第一号の二に規定する装置に係るものについては、当該航空機局又は航空機地球局の航空機の定置場を管轄する総合通信局が同一の場合に限り、同一型式の共通の装置ごとに単一の申請又は届出をすることができる。

3 6 (同上)

(認定の申請)

第二十五条の四 (同上)

2 法第二十七条の十三第二項第十号の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 四 (同上)

3 (略)

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第三項を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送(放送法第二条第十四号に規定する移動受信信用地上基幹放送をいう。以下同じ。)をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第三号」とあるのは「別表第五号の八」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線

3 (同上)

(合併等に関する規定の準用)

第二十五条の八 第二十条の二(第三項を除く。)、第二十条の三及び第二十条の三の二の規定は、認定開設者の地位の承継について準用する。この場合において、第二十条の二第一項第二号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の氏名又は名称」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の氏名又は名称」と、第二十条の三第一項第六号中「無線局の識別信号(パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。)、種別、免許の番号又は予備免許の番号、免許人又は予備免許を受けた者の商号又は名称及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日、認定開設者の商号又は名称及び認定の有効期間」と、同条第二項中「放送局(受信障害対策中継放送を行うものを除く。)」とあるのは「移動受信信用地上放送(放送法第二条第二号の二の六に規定する移動受信信用地上放送をいう。以下同じ。)をする特定基地局(電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。以下同じ。)に係るもの」と、同条第三項中「別表第三号」とあるのは「別表第五号の八」と、同条第五項中「二通」とあ

局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「基幹放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上基幹放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第四号」とあるのは「別表第五号の九」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と読み替えるものとする。

るのは「一通」と、第二十条の三の二第一項第五号中「無線局の識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）、種別、免許の番号又は予備免許の番号及び免許の有効期間」とあるのは「認定計画の認定の番号、認定の年月日及び認定の有効期間」と、同条第二項中「放送局（受信障害対策中継放送を行うものを除く。）」とあるのは「移動受信信用地上放送をする特定基地局に係るもの」と、同条第三項中「別表第四号」とあるのは「別表第五号の九」と、同条第五項中「二通」とあるのは「一通」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>別表第一号の二 無線局（パーソナル無線及びアマチュア局を除く。）の免許申請書及び無線局（陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局を除く。）の再免許申請書の様式（第3条及び第18条関係）</p> <p>無線局 免許 申請書（注1） 再免許</p> <p>年 月 日</p> <p>総務大臣 殿（注2）</p> <p>申請者（注3） 住 所 氏 名 代表者氏名</p> <p>印</p> <p>下記の無線局 を開設したいので、電波法第6条 の再免許を受けたいので、無線局免許手続規則第16条 の規定により別紙の書類を添えて申請します。</p>	<p>別表第一号の二 無線局（パーソナル無線及びアマチュア局を除く。）の免許申請書及び無線局（陸上移動局、携帯局、アマチュア局（人工衛星等のアマチュア局を除く。）、簡易無線局及び構内無線局を除く。）の再免許申請書の様式（第3条及び第18条関係）</p> <p>表（同上）</p>

記

①無線局の種別及び局数	②識別信号	③免許の番号	④免許の年月日	⑤備考(注4)

申請に関する連絡責任者(注8)

住所

所属

氏名

電話番号

電子メールアドレス

注 1 免許又は再免許のいずれかの不要の文字を抹消すること。

2 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局の免許の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)にあてること。

注 1 (同上)

2 (同上)

- 3 申請者の欄の記載は、次によること。
- (1) 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
  - (2) 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
  - (3) 申請者が外国人である場合は、住所については、国籍及び日本における居住地を記載すること。
  - (4) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。
- 4 収入印紙については、次によること。
- (1) 複数の無線局を申請する場合は、「①無線局の種別及び局数」の欄の記載事項に対応して、手数料の内訳を記載すること。  
(記載例) 10W 1局×9,000円

- 3 (同上)
- (1) (同上)
  - (2) (同上)
  - (3) (同上)
  - (4) (同上)
- 4 (同上)
- (1) (同上)

1 W 6 局×4,000 円

合 計 33,000 円

(2) 第 8 条の 2 の規定により合算した額に相当する収入印紙をちよう付する場合は、申請書の余白に当該合算した額の内訳を記載すること。

(3) 該当欄に全部をちよう付できない場合は、別紙にちよう付する旨を記載し、日本工業規格 A 列 4 番の用紙にちよう付すること。

5 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。

(1) ①の欄は、第 2 条第 1 項及び第 2 項に掲げる無線局の種別を記載し、第 15 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、基幹放送局にあつては基幹放送の種類を付記すること。

(2) ②の欄は、現に免許を受けている無線局に指定されている識別信号を、①の欄の記載事項に対応して記載すること。ただし、免許の申請の場合において、希望する識別信号があるときは、その旨を記載すること。

(3) ③の欄及び④の欄は、再免許の申請に限り、現に免許を受けている無線局について、①の欄の記

(2) (同上)

(3) (同上)

5 ①の欄から④の欄までの記載は、次によること。

(1) ①の欄は、第 2 条第 1 項及び第 2 項に掲げる無線局の種別を記載し、第 15 条の 2 の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により一括して申請を行う場合は、無線局の種別ごとの局数を併せて記載すること。この場合において、放送局にあつては放送の種類を付記すること。

(2) (同上)

(3) (同上)

載事項に対応して記載すること。

- 6 認定開設者が認定計画に従って開設する特定基地局の免許を申請する場合は、⑤の欄に認定計画の認定の番号及び認定の年月日を記載すること。
- 7 免許状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者又は代理人の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した返信用封筒を申請書に添付すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。
- 8 申請に関する連絡責任者の欄は、個人の場合には記載を要しない。
- 9 用紙は、日本工業規格A列4番とし、当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

別表第二号第 1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の無線局事項書の様式(第 4 条、第 12 条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1 1 枚目

短 無線局事項書

6 (同上)

7 (同上)

8 (同上)

9 (同上)

別表第二号第 1 放送局(放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。)の無線局事項書の様式(第 4 条、第 12 条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1 1 枚目

短 無線局事項書

1～13 (略)			
14 無線局の 目的コード			
15、16 (略)			
17 基幹放送局の名称			
18 (略)			

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目

19～21 (略)			
22 認定を受けようとする 者の氏名又は名称		法人又は団体	
		フリガナ	
		代表者名	
		姓	フリガナ
23 基幹放送の業務に用い られる電気通信設備の概 要			
24 放送法第二条第二十四 号の基幹放送局設備の範 囲			

短  
辺

1～13 (同上)	
14 無線局の 目的コード	
15、16 (同上)	
17 放送局等の名称	
18 (同上)	

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目

19～21 (同上)	
------------	--

短  
辺

25	基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力
26	事業計画等 (別紙) <input type="checkbox"/> (1)～ <input type="checkbox"/> (4) (略) <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の基幹放送事業者に関する事項  <input type="checkbox"/> (6)～ <input type="checkbox"/> (19) (略)
27	(略)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

3 3枚目

短  
辺

28、29	(略)
-------	-----

長 辺 (日本工業規格A列4番)

4 4枚目

短

30、31	(略)
-------	-----

22	事業計画等 <input type="checkbox"/> (1)～ <input type="checkbox"/> (4) (同上)  <input type="checkbox"/> (5) 10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者に関する事項  <input type="checkbox"/> (6)～ <input type="checkbox"/> (19) (同上)
23	(同上)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

3 3枚目

短  
辺

24、25	(同上)
-------	------

長 辺 (日本工業規格A列4番)

4 4枚目

短

26、27	(同上)
-------	------

長 辺 (日本工業規格A列4番)

5 5枚目

32、33 (略)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

6 6枚目

34 無線 局の区別		※ 整理番号	
35 通信事項 コード		36 通信の 相手方	

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15(注1) 16 17	(注1) 特定地上基 幹放送局等の場合 に限る。

長 辺 (日本工業規格A列4番)

5 5枚目

28、29 (同上)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

【新設】

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	1 2 4 5 6 7 8 11 13 14 15 16 17 18 19	

	18 19 20 21 22(注2) 23 24(注2) 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34(注3) 35(注3) 36(注3)	(注2) 特定地上基 幹放送局以外の地 上基幹放送局又は 特定地上基幹放送 試験局以外の地上 基幹放送試験局の 場合に限る。 (注3) 基幹放送に 加えて基幹放送以 外の無線通信の送 信をする無線局の 場合に限る。
2 変更の申 請又は届出 の場合	1 2 3(注1) 4 5 6 7 9 (注1) 10(注1) 16(注1) 17 18 19(注2) 28(注3) 30(注4) 32(注5) 34(注6) 当該変更に係る記載 欄	(注1) 予備免許中 の変更を除く。 (注2) 20の欄から 27の欄までに変更 がある場合に限 る。 (注3) 29の欄に変 更がある場合に限 る。 (注4) 31の欄に変 更がある場合に限 る。 (注5) 33の欄に変 更がある場合に限

	20 21 22 23 24 25 26 27 28 29	
2 変更の申 請又は届出 の場合	1 2 3(注1) 4 5 6 7 9 (注1) 10(注1) 16(注1) 17 18 19(注2) 24(注3) 26(注4) 28(注5) 当該変更に係る記載 欄	(注1) (同上) (注2) 20の欄から 23の欄までに変更 がある場合に限 る。 (注3) 25の欄に変 更がある場合に限 る。 (注4) 27の欄に変 更がある場合に限 る。 (注5) 29の欄に変 更がある場合に限 る。

		る。 (注6) 35の欄又は 36の欄に変更があ る場合に限る。
3 再免許の 申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 9 11 12 14 15(注1) 16 17 18 19 20 22(注2) 23 24(注 2) 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34(注3) 35(注3) 36(注3)	(注1) 特定地上基 幹放送局等の場合 に限る。 (注2) 特定地上基 幹放送局以外の地 上基幹放送局又は 特定地上基幹放送 試験局以外の地上 基幹放送試験局の 場合に限る。 (注3) 基幹放送に 加えて基幹放送以 外の無線通信の送 信をする無線局の 場合に限る。

- 2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。
- 4 2の欄は、総務大臣が別に告示するコード表(以下「コード表」という。)により該当するコードを記載す

3 再免許の 申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 9 11 12 14 15 16 17 18 19 20 22 23 24 25 26 27 28 29	

- 2 (同上)
- 3 (同上)
- 4 (同上)

ること。

5 3の欄は、現に免許を受けている基幹放送局の免許の番号を記載すること。

6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する口にレ印を付けること。

7 5の欄の記載は、次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

(2) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省略することができる。

5 3の欄は、現に免許を受けている放送局の免許の番号を記載すること。

6 (同上)

7 5の欄は、開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできる限り詳しく記載すること。

8 6の欄は、次により記載すること。

(1) 氏名又は名称の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(2) 住所の欄は、次によること。

都道府県一市区町村コードは、日本工業規格 JIS X0401 及び X0402 に規定する都道府県及び市区町村コード(以下「都道府県コード」という。)により該当するコードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記入した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「平成16年10月1日」の場合は「H16. 10. 1」のように記載すること。ただし、第15条の4第1項又は第15条の5第1項の規定の適用がある場合は記載を要しない。

8 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

9 (同上)

10 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載することとし、日付指定については、「平成16年10月1日」の場合は「H16. 10. 1」のように記載すること。ただし、第15条の5第1項の規定の適用がある場合は記載を要しない。

- 11 9の欄は、当該基幹放送局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 12 10の欄は、当該基幹放送局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
- 14 12の欄は、当該基幹放送局が最初に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 15 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。日付指定については、注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 16 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 17 15の欄の記載は、次によること。
- (1) 国内放送又は国際放送を行う基幹放送局の場合((2)から(5)までの場合を除く。)、放送事項を放送の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この様式において同じ。)により、次のように記載すること。なお、コード[ ]欄は、コード表により該当する

- 11 9の欄は、当該放送局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 12 10の欄は、当該放送局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 13 (同上)
- 14 12の欄は、当該放送局が最初に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 15 (同上)
- 16 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 17 (同上)
- (1) 国内放送又は国際放送を行う放送局の場合((2)から(5)までの場合を除く。)、放送事項を放送の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、広告、その他をいう。ただし、コミュニティ放送を行う放送局の場合は、これらによるほか、適宜の分類を用いることができる。以下この様式において同じ。)により、次のように記載すること。なお、コード[ ]欄は、コード表により該当する

コードがある場合に限り記載すること。

ア コミュニティ放送を行う基幹放送局以外の基幹放送局の場合

(記載例)

コード[01]報道(一般ニュース、ニュース解説、  
スポーツニュース、週間ニュース、災害に関する情報等)

コード[02]教育(学年別学校向講座、英会話の時間、  
職業教育講座等)

コード[03]教養(政治解説、政治討論会、婦人向  
講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

コード[04]娯楽(音楽、スポーツ行事、小説朗読、  
演芸等)

コード[05]その他(通信販売番組等)

イ コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合

(記載例)

生活情報(道路交通情報、病院の案内、天気予報  
等)

行政情報(市町村議会情報、市町村広報等)

コードがある場合に限り記載すること。

ア コミュニティ放送を行う放送局以外の放送局の場合

(記載例)

(同上)

(同上)

(同上)

(同上)

コード[05]広告(商業案内、スポット・アナウンス等)

コード[06]その他(放送番組の予告等)

イ コミュニティ放送を行う放送局の場合

(記載例)

(同上)

(同上)

観光情報(観光地、観光施設の案内、宿泊施設の案内、各種行事の案内等)

- (2) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

- (3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。

(記載例) (何)県においてテレビジョン放送を行っている放送事業者の放送番組

- (4) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合  
放送事項を次のように記載すること。

ア 博覧会等の用に供する場合

(記載例) (何)博覧会の案内等に係る事項

イ 災害発生時に役立てる場合

(記載例) (何)地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

(同上)

- (2) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の場合

(同上)

- (3) 受信障害対策中継放送を行う放送局の場合

(同上)

(同上)

- (4) 臨時目的放送を専ら行う放送局の場合  
放送事項を次のように記載すること。

ア (同上)

(記載例) (同上)

イ (同上)

(記載例) (同上)

- (5) 衛星補助放送を行う放送局

放送事項を次のように記載すること。

(記載例) 免許人所属の放送衛星局により放送している放送番組と同一の放送事

(5) 中継国際放送を行う基幹放送局の場合  
放送事項を次のように記載すること。

(記載例) 何外国放送事業者により行われる  
中継国際放送に係る事項

18 16 の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する呼出名称

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の  
場合

現に指定されている識別信号(その指定の変更  
の申請の場合は、希望する呼出名称を含む。)を  
左欄から順番に記載すること。

19 17、19、28、30、32 及び 34 の欄は、当該基幹放送  
局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望  
する名称)を記載すること。

20 18 の欄の記載は次によること。

(1) 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅  
について、設備規則別表第二号第2から第4まで  
の規定の適用がある場合に限り、必要とする占有  
周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に  
冠して記載すること。

## 項

(6) 中継国際放送を行う放送局の場合  
放送事項を次のように記載すること。

(記載例) 何外国放送事業者の委託に基づい  
て行う中継国際放送に係る事項

18 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

19 17、19、24、26 及び 28 の欄は、当該放送局を識別  
するための名称(免許の申請等の場合は希望する名  
称)を記載すること。

20 (同上)

(1) (同上)

ア 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

イ 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じたH、K、M又はGの文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～999Hz	H001～999H
1.00kHz～999kHz	1K00～999K
1.00MHz～999MHz	1M00～999M
1.00GHz～999GHz	1G00～999G

(2) 希望する周波数の範囲は、「何 kHz から何 kHz まで」のように記載するほか、次によること。

ア 受信障害対策中継放送、短波放送を行う基幹放送局又は第2条第5項の告示で定める基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う基幹放送局であつて、補完放送(標準テレビ

ア 占有帯域幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記号として数字の0並びに文字のK、M及びGを用いないこと。

イ (同上)

表 (同上)

(2) 希望する周波数の範囲は、「何 kHz から何 kHz まで」のように記載するほか、次によること。

ア 受信障害対策中継放送、短波放送を行う放送局又は第2条第5項の告示で定める放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う放送局であつて、補完放送(標準テレビジョン

ジョン放送の標準方式第9条の2において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第3条から第7条までに規定する送信の方式により行うものを除く。)を行うもの場合は、希望する標本化周波数による音声チャンネル、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「第2音声チャンネル(32kHz又は48kHz)」、「每秒240キロビット」、「16H(279H)又は21H(284H)」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

ウ テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「16H(279H)又は21H(284H)」のように併せて記載すること。

エ 超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャンネルを「每秒240キロビット」のように併せて記載すること。

オ テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャンネル垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「每秒240キロビット」、「10H(273H)又は14H(277H)」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

放送の標準方式第9条の2において準用する標準テレビジョン音声多重放送の標準方式第3条から第7条までに規定する送信の方式により行うものを除く。)を行うもの場合は、希望する標本化周波数による音声チャンネル、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「第2音声チャンネル(32kHz又は48kHz)」、「每秒240キロビット」、「16H(279H)又は21H(284H)」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

ウ テレビジョン文字多重放送を行う放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「16H(279H)又は21H(284H)」のように併せて記載すること。

エ 超短波データ多重放送を行う放送局の場合は、希望するデータチャンネルを「每秒240キロビット」のように併せて記載すること。

オ テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の場合は、希望するデータチャンネル垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「每秒240キロビット」、「10H(273H)又は14H(277H)」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

カ テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「テレビジョン文字多重放送 16H(279H)又は21H(284H)、テレビジョン・データ多重放送 10H(273H)又は14H(277H)」のように併せて記載すること。

(3) 空中線電力の記載は、次によること。

ア 電波の型式の別に記載すること。

イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHz から12.2GHz までの周波数を使用する受信障害対策中継放送を行う基幹放送局に限る。)を併せて記載すること。

ウ テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う基幹放送局であつて、補完放送を行うものについては、補完放送を行うに際して使用する空中線

カ テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「テレビジョン文字多重放送 16H(279H)又は21H(284H)、テレビジョン・データ多重放送 10H(273H)又は14H(277H)」のように併せて記載すること。

(3) (同上)

ア (同上)。

イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHz から12.2GHz までの周波数を使用する受信障害対策中継放送を行う放送局に限る。)を併せて記載すること。

ウ テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う放送局であつて、補完放送を行うものについては、補完放送を行うに際して使用する空中線電力

電力及び最大実効輻射電力についても併せて記載すること。

(記載例) C3F 10W 最大実効輻射電力 33W  
C9W 6W 最大実効輻射電力 20W  
F3E F8E 2.5W 最大実効輻射電力  
8.3W

エ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力についても併せて記載すること。

(4) 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

21 20の欄は、送信所、受信所、演奏所等無線設備の設置場所を異にするものについては、設置場所番号の欄に個別の番号を付し、設置場所の区別コードの欄にコード表により該当するコードを記載し、それぞれの設置場所(「何県何市何町〇—〇—〇何内」のように記載し、フリガナを付けること。)を記載すること。異にしないものについては、設置場所番号の欄及び設置場所の区別コードの欄は記載しないこととし、設置場所を同様に記載すること。

22 21の欄は、次の区分に従い記載すること。

(1) 申請に係る基幹放送局が同一人に属する他の

及び最大実効輻射電力についても併せて記載すること。

(記載例) (同上)

(4) (同上)

21 (同上)

22 (同上)

(1) 申請に係る放送局が同一人に属する他の放送

基幹放送局から放送される放送番組の全部を同時に中継して放送するもの、又は受信障害対策中継放送を行うもの場合は次のように記載すること。

(記載例) 総額 7,200 千円  
 送信設備 4,200 千円  
 受信設備 1,600 千円  
 土地・建物 1,100 千円  
 その他 300 千円

(注) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合であつて、土地若しくは建物を購入し、又は借用するときは、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

(2) (1)以外の基幹放送局の場合は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区 分	金 額	備 考
送信所の機械設備	千円	
(記載例)		
送信機		
空中線系		
空中線柱		
電源装置		

局から放送される放送番組の全部を同時に中継して放送するもの、又は受信障害対策中継放送を行うもの場合は次のように記載すること。

(記載例) (同上)

(注) 受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う放送局の場合であつて、土地若しくは建物を購入し、又は借用するときは、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

(2) (1)以外の放送局の場合は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

表 (同上)

	その他の設備 計		
演奏所の機械設備	演奏装置 撮像装置 調整装置 電源装置 その他の設備 計		
受信所の機械設備	受信機 空中線系 その他の設備 計		
土 地	送信所 演奏所 受信所 事務所等 計		
建 物	送信所 演奏所 受信所 事務所等 計		
その他	事務所設備		

道路分担金		
電力引込負担金		
STリンク		
工事雑費等		
計		
合計		

(注1) 備考の欄の記載は、次によること。

ア 土地、建物等を借用する場合は、その旨及び1年分の借料を記載すること。

イ 土地又は建物の規模等を「畑地何平方メートル何某所有」、「鉄筋コンクリート何階建何平方メートル」のように記載すること。

(注2) 送信所、演奏所、受信所等の土地若しくは建物の購入又は借用、送信空中線の共用等の場合は、譲渡承諾書、賃貸承諾書、使用許可書の写し等その確実性を証明する書類を添付すること。

23 22の欄は、一の放送系における地上基幹放送の業務を行うことについて放送法第93条第1項の規定により一の認定を受けようとする者の氏名又は名称(申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。)を記載すること。

(注1) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

(注2) (同上)

24 23 の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、地上基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れるが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項)の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第121条第2号第1号(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第1号及び第121条第2項第1号)に規定する基幹放送局設備(特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備)の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第121条第2項第2号（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、放送法第111条第2項第2号及び第121条第2項第2号）に規定する基幹放送局設備（特定地上基幹放送局を用いて行われる基幹放送にあつては、特定地上基幹放送局等設備）を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

（4） 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

25 24の欄は、23の欄の設備概要図で示した設備のうち、地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第3条第1号に規定する番組送出設備（中継回線設備を含む。）の全部又は一部を記載すること。

26 25の欄は、次により記載すること。

（1） 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第121条第1項（特定地上基幹放送局を用いて行われる地上基幹放送にあつては、放送法第111条第1項及び第121条第1項）の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等（以下「設備維持業務」という。）の業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

（2） 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載

すること。

(3) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

27 26の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2)(注3)(注9) (2) (注1)(注2)(注3) (3) (注1)(注2)(注3)(注9) (4) (注1)(注2)(注3)(注9)(注11) (5) (注1)(注2)(注3)(注9)(注11)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の <u>基幹放送局</u> (無線設備の設置場所が申請に係る <u>基幹放送局</u> の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同一であり、かつ、当該他の <u>基幹放送局</u> についてその全部を記

23 22の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い、「別紙(1)～(9)、(13)～(16)に記載のとおり」のように記載し、(別紙)の該当する□にレ印を付け、別紙を別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何放送局に同じ」のように記載すること。

区別	記載する欄	備考
1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2)(注3)(注10) (2) (注1)(注2)(注3) (3) (注1)(注2)(注3)(注10) (4) (注1)(注2)(注3)(注10) (5) (注1)(注2)(注3)(注10)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の <u>放送局</u> (無線設備の設置場所が申請に係る <u>放送局</u> の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下この表において同じ。)のものと同一であり、かつ、当該他の <u>放送局</u> についてその全部を記載した場合は

(6) (注1)(注2)( <u>注9</u> )	載した場合は、提出を省略することができる。
(7) (注1)(注3)( <u>注5</u> )( <u>注6</u> )( <u>注9</u> )( <u>注11</u> )	(注2) 協会の <u>基幹放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(8) (注1)(注5)( <u>注6</u> )( <u>注9</u> )( <u>注11</u> )	(注3) 学園の <u>基幹放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(9) (注1)( <u>注9</u> )( <u>注11</u> )	(注4) 学園の <u>基幹放送局</u> の場合は、 <u>考査に関する事項</u> については記載を要しない。
(10) (注1)(注3)( <u>注5</u> )( <u>注6</u> )( <u>注9</u> )( <u>注11</u> )	(注5) 専門放送を専ら行う <u>基幹放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(11) (注1)(注4)( <u>注6</u> )( <u>注9</u> )( <u>注11</u> )	(注6) 臨時目的放送を専ら行う <u>基幹放送局</u> (当該放送の電波に重畳して多重放送を行う <u>基幹放送局</u> を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。
(12) (注1)(注3)( <u>注9</u> )( <u>注11</u> )	
(13) (注1)( <u>注7</u> )	
(14) (注1)( <u>注8</u> )	
(15) (注1)(注2)( <u>注3</u> )( <u>注6</u> )( <u>注9</u> )( <u>注10</u> )	
(16) (注1)(注2)( <u>注3</u> )( <u>注6</u> )( <u>注9</u> )( <u>注10</u> )	
(17) (注1)(注2)	

(6) (注1)(注2)( <u>注10</u> )	、提出を省略することができる。
(7) (注1)(注3)( <u>注5</u> )( <u>注6</u> )( <u>注7</u> )( <u>注10</u> )	(注2) 協会の <u>放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(8) (注1)(注5)( <u>注6</u> )( <u>注7</u> )( <u>注10</u> )	(注3) 学園の <u>放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(9) (注1)( <u>注10</u> )	(注4) 学園の <u>放送局</u> の場合は、 <u>考査に関する事項</u> については記載を要しない。
(10) (注1)(注3)( <u>注5</u> )( <u>注6</u> )( <u>注7</u> )( <u>注10</u> )	(注5) 専門放送を専ら行う <u>放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(11) (注1)(注4)( <u>注6</u> )( <u>注10</u> )	(注6) 臨時目的放送を専ら行う <u>放送局</u> (当該放送の電波に重畳して多重放送を行う <u>放送局</u> を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。
(12) (注1)(注3)( <u>注10</u> )	(注7) <u>放送法施行令(昭和25年政令第163号)第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。</u>
(13) (注1)( <u>注8</u> )	
(14) (注1)( <u>注9</u> )	
(15) (注1)(注2)( <u>注3</u> )( <u>注6</u> )( <u>注10</u> )( <u>注11</u> )	
(16) (注1)(注2)( <u>注3</u> )( <u>注6</u> )( <u>注10</u> )( <u>注11</u> )	
(17) (注1)(注2)	

	<p>) (注3) (注9)  (18) (注1) (注2)  ) (注3) (注6) (注9) (注11)</p>	<p>(注7) <u>地上基幹放送試験局</u>の場合に限る。  (注8) <u>基幹放送を行う実用化試験局</u>の場合に限る。  (注9) <u>受信障害対策中継放送を行う基幹放送局</u>の場合は、提出を要しない。  (注10) <u>コミュニティ放送を行う基幹放送局</u>(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う<u>基幹放送局</u>を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。  (注11) <u>特定地上基幹放送局等</u>の場合に限る。</p>
2 変更の申請又は届出を行う場合	<p>(1) (注1) (注2) (注6) (注9)  (2) (注1) (注2) (注6)  (3) (注1) (注2) (注6) (注9)  (4) (注1) (注2) (注6) (注9) (注</p>	<p>(注1) <u>協会の基幹放送局</u>の場合は、提出を要しない。  (注2) <u>学園の基幹放送局</u>の場合は、提出を要しない。  (注3) <u>学園の基幹放送局</u>の場合は、考查に関する</p>

	<p>) (注3)  (18) (注1) (注2)  ) (注3) (注6) (注10)</p>	<p>(注8) <u>放送試験局</u>の場合に限る。  (注9) <u>放送を行う実用化試験局</u>の場合に限る。  (注10) <u>受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う放送局</u>の場合は、提出を要しない。  (注11) <u>コミュニティ放送を行う放送局</u>(当該放送の電波に重畳して多重放送を行う<u>放送局</u>を含む。以下この表において同じ。)の場合は、提出を要しない。</p>
2 変更の申請又は届出を行う場合	<p>(1) (注1) (注2) (注6) (注9)  (2) (注1) (注2) (注6)  (3) (注1) (注2) (注6) (注9)  (4) (注1) (注2) (注6) (注9)</p>	<p>(注1) <u>協会の放送局</u>の場合は、提出を要しない。  (注2) <u>学園の放送局</u>の場合は、提出を要しない。  (注3) <u>学園の放送局</u>の場合は、考查に関する事項</p>

<p>11) (5) (注1)(注2)(注6)(注9)(注11) (6) (注1)(注6)(注9) (7) (注2)(注4)(注5)(注6)(注9)(注11) (8) (注4)(注5)(注6)(注9)(注11) (9) (注6)(注9)(注11) (10) (注2)(注4)(注5)(注6)(注9)(注11) (11) (注2)(注5)(注9)(注11) (12) (注2)(注9)(注11) (13) (注3)(注7) (14) (注3)(注8) (15) (注1)(注2)(注5)(注6)(注9)(注10) (16) (注1)(注2</p>	<p>事項については記載を要しない。 (注4) 専門放送を専ら行う<u>基幹放送局</u>の場合は、提出を要しない。 (注5) 臨時目的放送を専ら行う<u>基幹放送局</u>の場合は、提出を要しない。 (注6) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注7) <u>地上基幹放送試験局</u>の場合に限る。 (注8) <u>基幹放送</u>を行う実用化試験局の場合に限る。 (注9) 受信障害対策中継放送を行う<u>基幹放送局</u>の場合は、提出を要しない。 (注10) コミュニティ放送を行う<u>基幹放送局</u>の場合は、提出を要しない。 (注11) <u>特定地上基幹放送局等</u>の場合に限る。</p>
--	---

<p>(5) (注1)(注2)(注6)(注9) (6) (注1)(注6)(注9) (7) (注2)(注4)(注5)(注6)(注9) (8) (注4)(注5)(注6)(注9) (9) (注6)(注9) (10) (注2)(注4)(注5)(注6)(注9) (11) (注2)(注9) (12) (注2)(注9) (13) (注3)(注7) (14) (注3)(注8) (15) (注1)(注2)(注5)(注6)(注9)(注10) (16) (注1)(注2</p>	<p>については記載を要しない。 (注4) 専門放送を専ら行う<u>放送局</u>の場合は、提出を要しない。 (注5) 臨時目的放送を専ら行う<u>放送局</u>の場合は、提出を要しない。 (注6) 当該変更により事業計画又は事業収支見積りに重大な変更があるときに限る。 (注7) <u>放送試験局</u>の場合に限る。 (注8) <u>放送</u>を行う実用化試験局の場合に限る。 (注9) 受信障害対策中継放送又は衛星補助放送を行う<u>放送局</u>の場合は、提出を要しない。 (注10) コミュニティ放送を行う<u>放送局</u>の場合は、提出を要しない。</p>
---	--

	) (注5) (注6) (注9) (注10) (17) (注1) (注2) (注6) (注9)	
3 再免許の申請の場合	(1) (注1) (注2) (注3) (注9) (3) (注1) (注2) (注3) (注9) (4) (注1) (注2) (注3) (注9) (注11) (5) (注1) (注2) (注3) (注9) (注11) (6) (注1) (注2) (注9) (7) (注1) (注3) (注5) (注6) (注9) (注11) (8) (注1) (注5) (注6) (注9) (注11) (9) (注1) (注9) (注11) (10) (注1) (注3) (注5) (注6) (注9)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該 <u>基幹放送局</u> のものと同一である場合又は同一人に属する他の <u>基幹放送局</u> のものと同一であり、かつ、当該他の <u>基幹放送局</u> についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の <u>基幹放送局</u> の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の <u>基幹放送局</u> の場合は、提出を要しない。 (注4) 学園の <u>基幹放送局</u> の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注5) 専門放送を専ら行

	) (注5) (注6) (注9) (注10) (17) (注1) (注2) (注6)	
3 再免許の申請の場合	(1) (注1) (注2) (注3) (注9) (3) (注1) (注2) (注3) (注9) (4) (注1) (注2) (注3) (注9) (5) (注1) (注2) (注3) (注9) (6) (注1) (注2) (注9) (7) (注1) (注3) (注5) (注6) (注9) (8) (注1) (注5) (注6) (注9) (9) (注1) (注9) (10) (注1) (注3) (注5) (注6) (注9)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が現に免許を受けている当該 <u>放送局</u> のものと同一である場合又は同一人に属する他の <u>放送局</u> のものと同一であり、かつ、当該他の <u>放送局</u> についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。 (注2) 協会の <u>放送局</u> の場合は、提出を要しない。 (注3) 学園の <u>放送局</u> の場合は、提出を要しない。 (注4) 学園の <u>放送局</u> の場合は、考査に関する事項については記載を要しない。 (注5) 専門放送を専ら行

9) <u>(注11)</u>	う <u>基幹放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(11) (注1)(注3) ) (注9) <u>(注11)</u>	(注6) 放送法施行令第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。
(12) (注1)(注3) ) (注9) <u>(注11)</u>	(注7) <u>地上基幹放送試験局</u> の場合に限る。
(13) (注1)(注7)	(注8) <u>基幹放送</u> を行う実用化試験局の場合に限る。
(14) (注1)(注8)	(注9) 受信障害対策中継放送を行う <u>基幹放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(15) (注1)(注2) ) (注3)(注9)(注10)	(注10) コミュニティ放送を行う <u>基幹放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(16) (注1)(注2) ) (注3)(注9)(注10)	(注11) <u>特定地上基幹放送局等</u> の場合に限る。
(17) (注1)(注2) ) (注3) <u>(注9)</u>	
(19) (注1)	

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社
------	------

9)	う <u>放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(11) (注1)(注3) ) (注9)	(注6) 放送法施行令第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。
(12) (注1)(注3) ) (注9)	(注7) <u>放送試験局</u> の場合に限る。
(13) (注1)(注7)	(注8) <u>放送</u> を行う実用化試験局の場合に限る。
(14) (注1)(注8)	(注9) 受信障害対策中継放送又は <u>衛補助放送</u> を行う <u>放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(15) (注1)(注2) ) (注3)(注9)(注10)	(注10) コミュニティ放送を行う <u>放送局</u> の場合は、提出を要しない。
(16) (注1)(注2) ) (注3)(注9)(注10)	
(17) (注1)(注2) ) (注3)	
(19) (注1)	

(1) (同上)

ア (同上)

表 (同上)

資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

(イ) 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

(ア) 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行

イ (同上)

表 (同上)

ウ (同上)

(注1) (同上)

(ア) (同上)

(イ) 定款又は寄附行為に放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) (同上)

(ア) (同上)

為

(イ) 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

(ウ) 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工 事 費	千円	
創 業 費		
そ の 他		
合 計		

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次のアの様式により記載すること。さらに外国人等の占める議決権(間接に占め

(イ) (同上)

(ウ) (同上)

(注3) (同上)

(2) (同上)

表 (同上)

(注1) (同上)

(注2) (同上)

(3) (同上)

るものを含む。)がある場合には、イの様式に記載すること。

ア 主たる出資者及び議決権の数

フリガナ 氏名又は名称	住所	職業	総議決権に 対する比率	備考
			%	

(注1) 総議決権に対する比率が100分の1以上の者について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株) (代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員につい

ア (同上)

(注1) (同上)

(注2) (同上)

(注3) (同上)

(注4) (同上)

(注5) (同上)

(注6) (同上)

ては役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

(ア) 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(イ) 発起人又は発起人代表であるときはその旨

(ウ) 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(エ) 出資の予定のものについてはその旨

イ 外国人等の占める議決権の数

(注7) (同上)

(ア) (同上)

(イ) (同上)

(ウ) (同上)

(エ) (同上)

イ 外国人等の占める議決権の数

表 (略)

フリガナ 氏名又は名称	住所	職業	総議決権 に対する 比率	当該出 資者の 議決権 を有す る外国 人等の 氏名又 は名称	外国人 等が当 該出資 者に占 める議 決権の 比率	当該外国人 等が申請者 に対し間接 に占める議 決権の比率	備考

			%		%		%
外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満の比率のもの計			%				
計	外国人等の直接に占める議決権の比率計		%		外国人等の間接に占める議決権の比率計		%
合計	外国人等の直接及び間接に占める議決権の比率の合計						%

(注1) 外国人等とは、法第5条第1項第1号から第3号までに掲げる者及び同条第4項第3号ロに掲げる者並びに施行規則第6条の3の2第4項に規定する外国法人等とみなされる法人又は団体及び同条第5項に規定するそのすべてを間接に占められる議決権の割合とされる議決権を有し、又は有するものとみなされる法人又は団体をいう。

(注2) 氏名又は名称の欄、住所の欄、職業の欄は、

(注1) (同上)

(注2) (同上)

- アの(注4)から(注6)に準じて記載すること。
- (注3) 外国人等の直接に占める議決権のうち1000分の1未満のもの比率は、合算して記載すること。 (注3) (同上)
- (注4) 外国人等が当該出資者に占める議決権の比率の欄は、当該出資者が申請者に対し総議決権に対する比率の100分の10以上の議決権を有し、かつ、一の外国人等が当該出資者に対し100分の10以上の議決権を有する場合に記載すること。 (注4) (同上)
- (ア) 当該出資者に二以上の外国人等がそれぞれ100分の10以上の議決権を有する場合は、それぞれの比率を記載すること。 (ア) (同上)
- (イ) 施行規則第6条の3の2第3項に規定する一の外国人等が申請者の議決権を有する二以上の出資者の議決権を有する場合であつて、これらの議決権の比率の全部又は一部が100分の10未満であるもののこれらの議決権の比率を出資者ごとに乗じその結果を合算した比率が100分の10以上となる場合は、100分の10未満であつても記載すること。 (イ) (同上)
- (注5) 当該外国人等が申請者に対し間接に占め (注5) (同上)

る議決権の比率の欄は、当該出資者の申請者に対する総議決権に対する比率と外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を乗じて計算した比率を記載すること。

(ア) 一の外国人等が当該出資者に対し100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(イ) 当該出資者に二以上の外国人等が議決権を有する場合は、それぞれの外国人等が当該出資者に占める議決権の比率を合算し、総議決権に対する比率を乗じて計算した比率を記載すること。ただし、当該一の外国人等が100分の50を超える議決権を有する場合は、当該出資者の総議決権に対する比率を記載すること。

(注6) 備考の欄は、アの(注7)(ア)、(イ)及び(エ)に準じて記載すること。また、施行規則第6条の3の2第3項、第4項及び第5項の規定に該当する場合は、その旨を記載すること。

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名 又は	総議 決権	(A)が <u>基幹放送事業者</u> の <u>10分の1以上</u> の議決	備考
--	----------	----------	---	----

(ア) (同上)

(イ) (同上)

(注6) (同上)

(4) (同上)

	氏名 又は	総議 決権	(A)が <u>委託放送事業者</u> 又は <u>衛星役務利用放送</u>	備考
--	----------	----------	---	----

	名称	に対する 比率	権を有する場合、当該事業者の名称
10分の1を超える議決権を有する者 (A)		%	
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注1) 基幹放送事業者とは、放送法第2条第23号に規定する基幹放送事業者をいう。

(注2) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者

	名称	に対する 比率	事業者の <u>3分の1以上</u> の議決権を有する場合、当該事業者の名称
10分の1を超える議決権を有する者 (A)		%	
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 (B)		%	

(注1) 委託放送事業者とは、放送法第2条第3号の5に規定する委託放送事業者をいい、衛星役務利用放送事業者とは、電気通信役務利用放送法施行規則(平成14年総務省令第5号)第2条第1号に規定する衛星役務利用放送に係る電気通信役務利用放送法第3条第1項の登録を受けた者をいう。

(注2) (同上)

ア (同上)

が、未公開株式(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第16項に規定する金融商品取引所に上場されておらず、かつ、同法第67条の11第1項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有す

イ 一の者が議決権の2分の1を超える議決権を有する法人又は団体が、放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等(一般社団法人、一般財団法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人、宗教法人法(昭和26年法律第126号)第4条第2項に規定する宗教法人及び特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。以下同じ。)が放送局を開設しようとする者の議決権を有する場合に

る場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員(以下「理事等」という。)を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、基幹放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連法人等についても(A)及び(B)の欄に記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ

あつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の過半数の理事又は責任役員(以下「理事等」という。)を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、放送局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連法人等」という。)が介在している場合(関連法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

エ (同上)

記載するものとする。

(注3) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載すること。

(注4) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄に記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の基幹放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する <u>他の基幹放送事業者</u> (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者		%	

(注3) (同上)

(注4) (同上)

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の一般放送事業者及び電気通信役務利用放送事業者の総議決権に対する比率	備考
自らが10分の1を超える議決権を有する <u>他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者</u> (A)		%	
うち自らの有する議決権と計算される議決権を有する者		%	

(B)			
-----	--	--	--

(注1) (4)(注2)アからウ、(注3)及び(注4)に準じて記載すること。また、次のア及びイによること。

ア (4)(注2)アからウについては、「一の者」とあるのは「基幹放送局を開設しようとする者」と、「基幹放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の基幹放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4)(注2)アからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して基幹放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される基幹放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住所	役名	担当部門	兼職	備考
氏名					

(B)			
-----	--	--	--

(注1) (同上)

ア (4)(注2)アからウについては、「一の者」とあるのは「放送局を開設しようとする者」と、「放送局を開設しようとする者」とあるのは「他の一般放送事業者及び電気通信役務利用放送事業者」とそれぞれ読み替えること。

イ (4)(注2)アからウに準じて記載する場合において、介在している関連法人等がさらに他の関連法人等を介在して一般放送事業者の議決権を有するときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される一般放送事業者の議決権を他の関連法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (A)及び(B)の欄は、自らが10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者及び3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者の別に記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

表 (同上)

--	--	--	--	--	--

- (注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。
- (注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。
- (注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載すること。
- (注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。
- ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨
- イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨
- ウ 予定のものについてはその旨
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。
- (7) 別紙(7)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

- (注1) (同上)
- (注2) (同上)
- (注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載すること。
- (注4) (同上)
- ア (同上)
- イ (同上)
- ウ (同上)
- (注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。
- (7) (同上)

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による放送を行う特定地上基幹放送局等(学園が開設するものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間(テレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等(学園が開設するものを除く。)及び中波放送若しくは超短波放送を行う特定地上基幹放送局等(協会が開設するものに限る。)に限る。以下この注において同じ。)及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(協会及び学園の特定地上基幹放送局等並びに臨時目的放送を専ら行う特定地上基幹放送局等の場合を除く。)について、次のア、イ及びウの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

曜日	月	火	水	木	金	土	日
----	---	---	---	---	---	---	---

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による放送を行う放送局(学園が開設するものを除く。)については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間(テレビジョン放送を行う放送局(学園が開設するものを除く。)及び中波放送若しくは超短波放送を行う放送局(協会が開設するものに限る。)に限る。以下この注において同じ。)及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(協会及び学園の放送局並びに臨時目的放送を専ら行う放送局の場合を除く。)について、次のア、イ及びウの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送局の場合

A (同上)

表(同上)

時刻							
計							
合計		備考					
時間 分(分)		字	時間 分(分)	%			
		解	時間 分(分)	%			
※字幕付与可能な1週間の放送時間							
時間							
時間 分(分)							

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、その他は(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注1) (同上)

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれかの記号(報道は(報)、教育は(育)、教養は(養)、娯楽は(娯)、広告は(告)、その他は(他)と表示)に従い、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

なお、アナログによるテレビジョン放送のすべての番組が、デジタルによるテレビ

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間(字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。)について、字幕放送、解説放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

ジョン放送のすべての放送番組のいずれかに含まれている場合は、アナログによるテレビジョン放送を行う放送局においては、放送番組の記載を省略することができる。この場合は、無線局事項書の23備考欄にその旨を記載すること。

(注3) (同上)

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送、データ放送、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式(平成十五年総務省令第二十六号)第十九条第一項に規定する十三個のOFDMセグメントのうち一個のOFDMセグメントを受信されることを目的とする放送(以下「1セグメント放送」という。)又はその他の放送の別を個々の放送番組の欄内に、字幕放送は(字)、解説放送は(解)、ステレオホニック放送は(S)、2か国語放送は(2)、データ放送は(デ)、1セグメント放送は(1セグ)、その他の放送は

(他)と表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するとき、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間(字幕放送にあつては、字幕付与可能な1週間の放送時間とする。)について、字幕放送、解説放送、ステレオホニク放送、2か国語放送、データ放送、1セグメント放送及びその他の放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) テレビジョン放送(デジタル放送に限る。)を行う放送局(人工衛星に開設するもの及び受信障害対策中継放送を行うものを除く。)の場合は、ハイビジョンカメラ等により制作、編集された番組を放送する高精細度テレビジョン放送(以下「ピュアハイビジョン」という。)又は自ら行う放送であつて、デジタル放送以外のテレビジョン放送(補完放送を除く。)の放送番組と同一の放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に、ピュアハイビジョン放送は(PHD)、ピュアハイビジョン以外の放送は(SD)、アナログテレビジョン

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

番組番号	番組名	放送の開始時間
------	-----	---------

放送にデジタル放送と同一の放送番組を放送(以下「サイマル放送」という。)は(サイマル)等の方法により表示するとともに放送時間を付記するものとし、ピュアハイビジョン、ピュアハイビジョン以外の放送及びサイマル放送に係る放送番組の1週間の総放送時間について、1週間の放送時間に対する割合を自ら行う放送であつて、デジタル放送以外のテレビジョン放送(補完放送を除く。)の放送番組と同一の放送に係る放送番組の1日の総放送時間について、1日の放送時間に対する割合をそれぞれ備考欄に記載すること。

(注6) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

B (同上)

表 (同上)

		及び終了時間
番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注1) (同上)

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注2) (同上)

(注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類すべてについて表示すること。

(注3) (同上)

(注4) 番組数計の欄内には、1週間に放送した

(注4) (同上)

放送番組の総数を記載すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

番組番号	番組名	放送の開始時間 及び終了時間
番組数計		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 放送番組の選択のため付される特定の

(注5) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の場合

表 (同上)

(注1) (同上)

(注2) (同上)

番号がある場合は、番組番号の欄に記載すること。

(注3) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の特定地上基幹放送局等の場合

曜日時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間分						
合計	時間				備		

(注3) (同上)

(注4) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の放送局の場合

表 (同上)

分	考	
---	---	--

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽	時間 分	%	
その他			
合計	時間 分	100.0%	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、アの(ア)又は

(注1) (同上)

(注2) (同上)

(注3) (同上)

イ (同上)

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 広告	時間 分	%	
その他			
合計	時間 分	100.0%	

(注1) (同上)

(ウ)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(補完： )で再掲すること。

(注3) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料： )で再掲すること。

(注4) 放送の目的別種類の「その他」とは、通信販売番組その他教養番組、教育番組、報道番組及び娯楽番組以外の放送番組をいい、通信販売番組とそれ以外のものとに細分すること。

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

(注2) (同上)

(注3) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料： )で再掲すること。

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送局の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

表 (略)

供給者名	1週間の放送時間 (他から供給を受ける放送番組)	供給に関する協 定等の有無
(ニュース) 放送事業者 小計	時 間 分 ( 分 ) %	
その他の者 小計	時 間 分 ( 分 ) %	
計(①)	時 間 分 ( 分 ) %	
(ニュース以外 の番組) 放送事業者 小計	時 間 分 ( 分 ) %	
その他の者 小計	時 間 分 ( 分 ) %	
計(②)	時 間	

	分 ( 分 ) %	
合計(①+②= ③)	他社の放送番組 分(分) %	時間
備考	自社の放送番組 分(分) %	時間

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のAの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載し、供給者のそれぞれについて、供給を受けようとするものの放送時間を記載し、放送事業者及びその他の者ごとに小計を記載し、計及び合計を記載すること。

(注2) 合計の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 備考の欄の比率は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間から合計(③)の欄の比率を差し引いた比率を記載すること。

(注4) 放送番組の供給に関する協定等がある

(注1) (同上)

(注2) (同上)

(注3) (同上)

(注4) (同上)

場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注5) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送の放送番組の記載

供給者名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	計 番組数	
(ニュース以外の番組)	計 番組数	
合計	番組数 ( %)	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のBの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ア)のBの放

(注5) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

B (同上)

表 (同上)

(注1) (同上)

(注2) (同上)

送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う特定地上基幹放送局等の場合

供給者名	放送番組数	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	番組数 計	
(ニュース以外の番組)	番組数 計	
合計	番組数 (            %)	

(注1) 供給者名の欄は、アの(イ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びそ

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の場合

表 (同上)

(注1) 供給者名の欄は、アの(イ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びそ

その他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(イ)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う特定地上基幹放送局等の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の特定地上基幹放送局等の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分 計	
(ニュース以外の番組)	時間 分 計	
合計	時間 分	( %)

の他の者の別に記載すること。

(注2) (同上)

(注3) (同上)

(注4) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の放送局の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分 計	
(ニュース以外の番組)	時間 分 計	
合計	時間 分	( %)

(注1) 供給者名の欄は、アの(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、基幹放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ウ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住所	性別	生年月日	職業	備考
委員の氏名					
委員総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注1) 供給者名の欄は、アの(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) (同上)

(注3) (同上)

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

(注1) (同上)

(注2) (同上)

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員

(注3) (同上)

ア (同上)

イ 他の一般放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ (同上)

(注4) (同上)

(11) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

ウ (同上)

(12) (同上)

等)を記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(11)までの事項について、開局当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(14) 別紙(15)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業概要	出資の額 (B)	出資の比 ◆× 100	備考
	百万円		千円	%	

(13) (同上)

(14) (同上)

ア (同上)

表 (同上)

イ (同上)

表 (同上)

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総額に対する出資の比率と異なるときは、その比率

イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

(15) 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次の様式により記載すること。

ア 見積表

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収入	基幹 放送 の業 務を 行う 事業 の収 支								
1 売上高	千円	千円								
放送料										
有料放送料										

(注1) (同上)

(注2) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

(15) (同上)

ア (同上)

科目	第1年目		第2年目		第3年目		第4年目		第5年目	
	事業 収入	放送 事業 の収 支								
1 収益	千円	千円								
営業収益										
放送料										
有料放送料金										



販売費																																					
一般管理費																																					
人件費																																					
減価償却費																																					
その他																																					
5 営業利益 (3-4)																																					
6 営業外収益																																					
7 営業外費用																																					
8 経常利益 (5+(6-7))																																					
備考																				備考																	
(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。地上基幹放送試験局及び地上基幹放送を行う実用化試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。																			(注1) 放送試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。																		
(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務を行う事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。																			(注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。																		
(注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。																			(注3) (同上)																		
(注4) 有料放送料の欄は、有料放送を行う基幹放送																			(注4) 有料放送料の欄は、有料放送を行う放送局の																		

局の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注5) 放送受託費の欄は、申請者が基幹放送局提供事業者である場合に限り記載することとし、自己の申請に係る認定基幹放送事業者との間で締結した放送局設備供給契約に基づく当該供給役務料金収入見込みを記載する。

なお、自己の申請とは異なる認定基幹放送事業者から同様の収入見込みがある場合は、当該収入見込み総額を記載の上、下段に自己の申請に係る認定基幹放送事業者及びその他の者ごとに放送受託費の内訳をそれぞれ記載すること。

(注6) 次の書類を添付すること(地上基幹放送試験局、臨時目的放送を専ら行う基幹放送局、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

ア 放送料表

イ 最近の決算期における計算書類(施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるとき

場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。

(注5) 次の書類を添付すること(臨時目的放送を専ら行う放送局及びコミュニティ放送を行う放送局の場合を除く。)

ア 放送料表(受信障害対策中継放送を行う放送局の場合を除く。)

イ 最近の決算期における計算書類(施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるとき

は、添付を省略することができる。)

ウ その他参考となる書類

(注7) 臨時目的放送を専ら行う基幹放送局の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載すること。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア) 収益

区分	1週間平均の回数	単価	1週間平均の収入	1年間の収入
(記載例) 放送料 A タイム 30分 15分 B タイム 30分 15分 A スポット B スポット	回	千円	千円	千円

は、添付を省略することができる。)

ウ その他参考となる書類

(注6) 臨時目的放送を専ら行う放送局の場合は、当該目的を達成するために必要な期間における見積額を、この様式に準じて記載すること。

(注7) 受信障害対策中継放送を行う放送局の場合は、当該放送局の運営に係る収支について、適宜の様式により記載すること。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う放送局及びコミュニティ放送を行う放送局の場合を除く。)

(ア) 収益

表 (略)

(注1) アの表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、契約者数及び有料放送料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(注3) 受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合は、適宜の様式により記載すること。

(イ) 費用

科目	金額	根拠
	千円	

(注1) (ア)の注に準じて記載すること。

(注2) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、各科目ごとに有料放送に係る金額及び根拠を( )で再掲すること。

(16) 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

フリ	住所	1年間	1年間平均の利	備考

(注1) (同上)

(注2) 有料放送を行う放送局の場合は、契約者数及び有料放送料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(注3) 受信障害対策中継放送を行う放送局、放送試験局の場合は、適宜の様式により記載すること。

(イ) 費用

表 (同上)

(注1) (同上)

(注2) 有料放送を行う放送局の場合は、各科目ごとに有料放送に係る金額及び根拠を( )で再掲すること。

(16) 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

表 (同上)

ガナ		の 利 用 見 込 金 額	用度		
氏名 又は 名称			回数	時間	

(注1) 他人の利用に供するものについて記載すること。

(注2) 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

(注3) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

(17) 別紙(19)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、26の欄の別紙の様式に準じて記載すること。)

ア 事業の実績(受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。))について簡単に記載すること。放送試験局の場合は免許

(注1) (同上)

(注2) (同上)

(注3) (同上)

(注4) (同上)

(17) 別紙(19)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、22の欄の別紙の様式に準じて記載すること。)

ア 事業の実績(受信障害対策中継放送を行う放送局の場合を除く。)

(ア) (同上)

の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。）

(イ) 別に定める1週間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)

(ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について基幹放送普及計画(昭和63年郵政省告示第660号)第2又は放送法関係審査基準(平成13年総務省訓令第68号)別表の規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

(18) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

28 27の欄の記載は、次によること。

(1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。

(イ) (同上)

他から供給を受けた放送番組の時間(協会及び学園の放送局の場合を除く。)

(ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について放送局根本基準第3条第1項第4号及び第6号(3)又は第4条第1項第1号から第3号までの規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

(18) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何放送局に同じ」のように記載すること。

24 23の欄の記載は、次によること。

(1) (同上)

- (2) 申請に係る基幹放送局が他の基幹放送局の放送番組を同時に中継して放送するものにあつては、当該他の基幹放送局から当該申請に係る基幹放送局までの放送番組の中継の方法を記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う基幹放送局の場合にあつては、当該他の基幹放送局とする。
- (3) 申請に係る基幹放送局が超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送(衛星基幹放送局に限る。)、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。
- (4) 当該基幹放送局の送信設備が施行規則第11条の3第3号又は第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになっている無線局の名称及び呼出符号等又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番

- (2) 申請に係る放送局が他の放送局の放送番組を同時に中継して放送するもの(衛星補助放送を行うものを除く。)にあつては、当該他の放送局から当該申請に係る放送局までの放送番組の中継の方法を記載すること。ただし、受信障害対策中継放送を行う放送局の場合にあつては、当該他の放送局とする。
- (3) 申請に係る放送局が超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送(衛星系によるものに限る。)、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送事業者名を記載すること。ただし、超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。
- (4) 当該放送局の送信設備が施行規則第11条の3第4号の規定により周波数測定装置の備付けを要しないものであるときは、使用周波数の測定を受けることになっている無線局の名称及び呼出符号等又は免許人が別に備え付けた周波数測定装置の設置場所、検定規則第8条第1項の型式名及び検定番号並びに台数を

号並びに台数を記載すること。

(5) 有料放送を行う基幹放送局の場合は、1日の放送時間のうち有料放送(有料放送に関する告知放送を含む。)を行うことを予定している時間帯(曜日等により異なるときは、その旨)を記載すること。

(6) コミュニティ放送を行う基幹放送局の場合は、コミュニティ放送の実施予定地域(申請者が地域住民の需要にこたえ放送を実施しようとする地域をいう。)を次のように記載すること。

(記載例) コミュニティ放送の実施予定地域は、(何)市の一部

(7) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。

(8) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。

(9) その他参考となる事項がある場合は、その事項を

記載すること。

(5) 有料放送を行う放送局の場合は、1日の放送時間のうち有料放送(有料放送に関する告知放送を含む。)を行うことを予定している時間帯(曜日等により異なるときは、その旨)を記載すること。

(6) コミュニティ放送を行う放送局の場合は、コミュニティ放送の実施予定地域(申請者が地域住民の需要にこたえ放送を実施しようとする地域をいう。)を次のように記載すること。

(記載例) (同上)

(7) (同上)

(8) (同上)

記載すること。

29 29の欄の記載は、次によること。

- (1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域(下記注26の(3)のアの(イ)の周波数によるものとする。)が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満(ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。))を行う基幹放送局の場合は10ワット未満。注31において同じ。)であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。
- (2) 世帯数、放送区域内の世帯数の欄には、最近の国勢調査による数を記載すること。

30 31の欄の記載は、次によること。

- (1) 都道府県一市区町村コードの欄には、第7条第1項の規定に基づき地図に表示した放送区域が含まれる都、道、府、県等について、都道府県コードを記載すること。
- (2) 全部・一部の別の欄には、放送区域が一の都、道、

25 25の欄の記載は、次によること。

- (1) 都道府県一市区町村コードの欄は、放送区域(下記注26の(3)のアの(イ)の周波数によるものとする。)が一の都、道、府又は県の管轄区域の全部に及ぶ場合は都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶ場合は市、区、町又は村を単位に、都道府県コードを記載すること。この場合において、申請に係る放送局の空中線電力が100ワット未満(ただし、標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第二章に規定するデジタル放送(以下「地上デジタルテレビジョン放送」という。))を行う放送局の場合は10ワット未満。注27において同じ。)であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。
- (2) (同上)

26 27の欄の記載は、次によること。

- (1) (同上)
- (2) 全部・一部の別の欄には、放送区域が一の都、道、

府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る基幹放送局の空中線電力が100ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

- (3) 第7条第1項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、次に掲げる区分に従って表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の基幹放送局(無線設備の設置場所が申請に係る基幹放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う基幹放送局の場合は、その放送局が無線設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う基幹放送局のものと同一である旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該放送局のものと同一であるときはその旨を記載し、提

府又は県の管轄区域の全部に及ぶときは都、道、府又は県を単位に、一の都、道、府又は県の管轄区域の一部に及ぶときは市、区、町又は村を単位に記載することとし、該当する□にレ印を付けること。

なお、この場合において、申請に係る放送局の空中線電力が100ワット未満であるときは、市、区、町又は村を単位に記載すること。

- (3) 第7条第1項の規定に基づき提出する書類に記載する放送区域は、衛星補助放送を行うもの以外の無線局について、次に掲げる区分に従って表示したものを提出するものとする。ただし、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の場合であつて、別紙に記載する内容の全部が同一人に属する他の放送局(無線設備の設置場所が申請に係る放送局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。)のものと同一であり、かつ、当該他の放送局についてその全部を記載したときはその旨を記載し、超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の場合は、その放送局が無線設備を共用する超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送局のものと同一である旨を記載し、また、再免許の申請の場合であつて、当該別紙に記載する内容が現に免許を受けている当該放送局のものと同一であるとき

出を省略することができる。また、短波放送を行う基幹放送局であつて、中継国際放送を行うもの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合

(ア) 希望する空中線電力が100ワット以上(ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は10ワット以上。)であるときは20万分の1以上の精密度を有する地図に、100ワット未満であるときは5万分の1以上の精密度を有する地図に基幹放送局の開設の根本的基準(昭和25年電波監理委員会規則第21号)第2条第15号の規定による放送区域を表示し、かつ、同号の規定により放送区域となる地域に指定された電界強度又は電力束密度による等電界強度線又は等電力束密度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが1平方メートル以上となるときは、50万分の1又は20万分の1の精密度を有する地図に記載するこ

はその旨を記載し、提出を省略することができる。また、短波放送を行う放送局であつて、中継国際放送を行うもの場合は、「何区域」のように記載すること。

ア 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合

(ア) 希望する空中線電力が100ワット以上(ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局の場合は10ワット以上。)であるときは20万分の1以上の精密度を有する地図に、100ワット未満であるときは5万分の1以上の精密度を有する地図に放送局根本基準第2条第11号の規定による放送区域を表示し、かつ、同号の規定により放送区域となる地域に指定された電界強度又は電力束密度による等電界強度線又は等電力束密度線及び送信空中線の位置を表示すること。この場合において、この図面の大きさが1平方メートル以上となるときは、50万分の1又は20万分の1の精密度を有する地図に記載すること。

と。

(イ) 放送区域、等電界強度線及び等電力束密度線を表示するに当たっては、次に掲げる基幹放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること(これらの周波数以外の周波数によることが適当と認めるときは当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。)

A 中波放送を行う基幹放送局の場合

1,000kHz

B 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う基幹放送局の場合

85MHz

C テレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合

100MHz、600MHz 又は 12GHz

(ウ) 放送区域、等電界強度線、等電力束密度線又は送信空中線の位置が送信装置ごとに異なるときは、その別に記載すること。

イ ア以外の基幹放送局(短波放送を行う基幹放送局

(イ) 放送区域、等電界強度線及び等電力束密度線を表示するに当たっては、次に掲げる放送局の区別に従い、それぞれに該当する周波数によること(これらの周波数以外の周波数によることが適当と認めるときは当該周波数によるものとする。この場合においては、当該周波数を図面に付記すること。)

A 中波放送を行う放送局の場合

1,000kHz

B 超短波放送、超短波音声多重放送又は超短波文字多重放送を行う放送局の場合

85MHz

C テレビジョン放送、テレビジョン音声多重放送若しくはテレビジョン文字多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合

100MHz、600MHz 又は 12GHz

(ウ) (同上)

イ ア以外の放送局(短波放送を行う放送局であつ

であつて、国際放送又は中継国際放送を行うものを除く。)の場合

アに準じて記載すること。

31 33の欄は、中波放送を行う基幹放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次により記載すること。

- (1) 使用する無線設備の区分の欄は、該当する□にレ印を付けること。
- (2) 放送区域内の世帯数の欄には、当該放送区域内に含まれる全世帯数を記載すること。
- (3) ブランケット・エリア内の世帯数の欄には、次式により算出した距離を半径とする円内に含まれる全世帯数を記載すること。

$D=60$ ◆イメージ有り◆

Dは、送信空中線からの距離(m)

Pは、空中線に供給される電力に短小垂直空中線に対する利得を乗じた値(kW)

- (4) 比率の欄には、ブランケット・エリア内の世帯数の放送区域内の全世帯数に対する比率(%)を記載すること。

32 35の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

て、国際放送又は中継国際放送を行うものを除く。)の場合

(同上)

27 29の欄は、中波放送を行う放送局に限り、使用する無線設備の区分が異なるごとに次により記載すること。

- (1) (同上)
- (2) (同上)
- (3) (同上)

- (4) (同上)

33 36 の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

34 当該欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

35 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式の定める規格の用紙とする。

36 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局のうち、船舶に開設するものについては別表第二号第3の様式のとおりとし、航空機に開設

28 (同上)

29 (同上)

30 (同上)

別表第二号第2 非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(実験試験局については、総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(同上)

するものについては別表第二号第4の様式のとおりとし宇宙物体に開設するものについては、別表第二号第6の様式のとおりとする。

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のものについては、本様式中「海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶、航空機又は宇宙物体に開設するもの以外のもの」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と、「地球局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局」と読み替える。

1 1枚目

短 辺	無線局事項書	
	1～14 (略)	
	15 無線局の目的 コード	16、17 (略)
	<input type="checkbox"/> 従たる目的	
	<input type="checkbox"/> 従たる目的	
18、19 (略)		

1 1枚目

短 辺	無線局事項書	
	1～14 (同上)	
	15 無線局の目的 コード	16、17 (同上)
18、19 (同上)		

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2、3 (略)

注1～16 (略)

17 15の欄は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に✓印をつけること。

18～24 (略)

25 24の欄の記載は、次によること。

(1)～(6) (略)

(7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(8) 海岸局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲、電気通信業務の通信に使用することを希望する電波の型式及び周波数並びに電気通信業務の取扱時間を併せて記載すること。

(9) (略)

26～29 (略)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2、3 (同上)

注1～16 (同上)

17～23 (同上)

24 (同上)

(1)～(6) (同上)

(7) (同上)

25～28 (略)

別表第二号第3 船舶局(特定船舶局を除く。)及び船舶地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、船舶に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「船舶地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて船舶に開設するもの」と、「海岸地球局」とあるのは「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

1 1枚目

短  
辺

無線局事項書		
1～13 (略)		
14 無線局の目的 コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的	15、16 (略)
17、18 (略)		

別表第二号第3 船舶局(特定船舶局を除く。)及び船舶地球局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)(船舶局については、総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

(同上)

1 1枚目

短  
辺

無線局事項書		
1～13 (同上)		
14 無線局の目的 コード		15、16 (同上)
17、18 (同上)		

長 辺 (日本工業規格A列4番)  
2、3 (略)

注1～15 (略)

16 14 の欄は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局  
については、主たる目的、従たる目的の順に記載するこ  
ととし、従たる目的の□に✓印をつけること。

17～40 (略)

41 42 の欄の記載は、次によること。

(1)～(6) (略)

(7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局につ  
いては、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行  
に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載  
すること。

(8) 船舶局にあつては、電気通信事業法第2条第5  
号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の  
委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範  
囲を記載すること。

(9)、(10) (略)

42～44 (略)

別表第二号第4 航空機局及び航空機地球局の無線局事項書  
の様式(第4条、第12条関係)(航空機局については、

長 辺 (日本工業規格A列4番)  
2、3 (同上)

注1～15 (同上)

16～39 (同上)

40 (同上)

(1)～(6) (同上)

(7)、(8) (同上)

41～43 (同上)

別表第二号第4 航空機局及び航空機地球局の無線局事項書  
の様式(第4条、第12条関係)(航空機局については、

総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは、「人工衛星に開設する実験試験局」と、「航空機地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、航空機に開設するもの」と、「航空地球局」とあるのは、「宇宙無線通信を行う実験試験局であつて宇宙物体、船舶及び航空機に開設するもの以外のもの」と読み替え、無線局の種別の欄、開設、継続開設又は変更を必要とする理由の欄、無線局の目的の欄及び通信事項の欄は、それぞれの注に準じて記載すること。

無線局事項書			
1～13 (略)			
14 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的	<input type="checkbox"/> 従たる目的	15 (略)
16～30 (略)			

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1～15 (略)

総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

(同上)

無線局事項書	
1～13 (同上)	
14 無線局の目的コード	15 (同上)
16～30 (同上)	

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1～15 (略)

16 14の欄は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に✓印をつけること。

17～28 (略)

29 30の欄の記載は、次によること。

(1)～(6) (略)

(7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(8) (略)

30～32 (略)

別表第二号第5 衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)

1 1枚目

無線局事項書

1～13 (略)			
14 無線局の目的コード			

短  
辺

16～27 (同上)

28 (同上)

(1)～(6) (同上)

(7) (同上)

29～31 (同上)

別表第二号第5 放送衛星局及び放送試験衛星局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)

1 1枚目

無線局事項書

1～13 (同上)			
14 無線局の目的コード			
15 放送事項	コード[ ]	コード[ ]	コード[ ]
	コード[ ]	コード[ ]	コード[ ]
	コード[ ]	コード[ ]	コード[ ]

短  
辺

15～17 (略)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目

18～32 (略)

33 基幹放送の業務  
に用いられる電気  
通信設備の概要

34 放送法第二条第  
二十四号の基幹放  
送局設備の範囲

35 基幹放送の業務  
を維持するに足り  
る技術的能力

36 事業計画等

(1) 経営形態及び資本又は出資  
の額

(2) 事業開始までに要する用途  
別資金及びその調達の方法

(3) 主たる出資者及びその議決  
権の数

短  
辺

16～18 (同上)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2 2枚目

19～33 (同上)

34 事業計画等

(1) (同上)

(2) (同上)

(3) (同上)

(4) 10 分の 1 を超える議決権  
を有する者に関する事項

(5) 10 分の 1 を超える議決権

短  
辺

(4) 役員に関する事項	
(5) 試験、研究又は調査の方法及び具体的計画	
(6) 試験の方法及び具体的計画	
(7) 基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要	
(8) 将来の事業予定	
(9) 事業収支見積り	

	を有する他の一般放送事業者又は3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者に関する事項
(6) (同上)	
(7) 放送番組の編集の基準	
(8) 放送番組の編集に関する基本計画	
(9) 週間放送番組の編集に関する事項	
(10) 放送番組の審議機関に関する事項	
(11) 放送番組の編集の機構及び考査に関する事項	
(12) 災害放送に関する事項	
(13) (同上)	
(14) (同上)	
(15) 放送事業と併せ行う事業及び当該事業の業務の概要	
(16) (同上)	
(17) (同上)	
(18) 放送番組の主たる利用見込	

	(10) 免許の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績
37 (略)	

長 辺 (日本工業規格A列4番)

3 3枚目

38 無線局の区別		※ 整理番号	
39 通信事項コード		40 通信の相手方	
41 受信のみを目的とする無線設備の設置場所又は移動範囲			

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 各欄の記載は、次の表のとおりとする。

区別	記載する欄						備考
1 免許の申請の場合	1	2	4	5	6	7	(注1) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする
	8	11	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	

	者 (19) (同上)
35 (略)	

長 辺 (日本工業規格A列4番)

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1 (同上)

区別	記載する欄						備考
1 免許の申請の場合	1	2	4	5	6	7	
	8	11	13	14	15	16	
	17	18	19	20	21	22	
	23	24	25	26	27	28	

	29 30 31 32 33 34 35 36 37 38(注1) 39(注1) 40(注1) 41(注1)	無線局の場合に限る。
2 変更の申請又は届出の場合	1 2 3(注1) 5 6 9(注1) 10(注1) 15 18(注2) 19(注2) 36(注3) 38(注4) 当該変更に係る記載欄	(注1) (略) (注2) 19の欄から37の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) (略) (注4) 39の欄から41の欄までに変更がある場合に限る。
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 11 12 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 36 37 38(注1) 39(注1) 40(注1) 41(注1)	(注1) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

2 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

3 1の欄は、免許の申請を行う場合、変更の申請若しくは届出を行う場合又は再免許の申請を行う場合の区別により該当する□にレ印を付けること。

	29 30 31 32 33 34 35	
2 変更の申請又は届出の場合	1 2 3(注1) 5 6 9(注1) 10(注1) 16 19(注2) 20(注2) 34(注3) 当該変更に係る記載欄	(注1) (同上) (注2) 20の欄から35の欄までに変更がある場合に限る。 (注3) (同上)
3 再免許の申請の場合	1 2 3 4 5 6 7 11 12 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 34 35	

2 (同上)

3 (同上)

4 2の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

5 3の欄は、現に免許を受けている無線局の免許の番号を記載すること。

6 4の欄は、法第5条の欠格事由の有無について、該当する□にレ印を付けること。

7 5の欄の記載は次によること。

(1) 開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできるだけ詳しく記載すること。

(2) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局のうち、電気通信業務用無線局にあつては、業務開始の日(再免許の申請の場合にあつては再免許の日)以後3年以内の日を含む毎事業年度における利用者数見込みを記載すること。ただし、記載事項の内容が現に免許を受けている電気通信業務用無線局に係る業務計画等と同一のものとなる場合又は2以上の電気通信業務用無線局を一体として一の業務計画による業務を行う場合は、これらの無線局のうち主たる無線局以外の無線局については、その旨を記載して、該当事項の記載を省

4 (同上)

5 (同上)

6 (同上)

7 5の欄は、開設、継続開設又は変更を必要とする理由(変更の場合は、変更の内容を含む。)をできるだけ詳しく記載すること。

略することができる。

8 6の欄の記載は、次によること。

(1) 氏名又は名称の欄は、次によること。

申請者が法人の場合は法人又は団体の欄にその名称を、団体の場合は法人又は団体の欄にその名称及び代表者名の欄に代表者名を記載し、それぞれにフリガナを付けること。

(2) 住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9 7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10 8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

11 9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

8 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

9 (同上)

10 (同上)

11 (同上)

- 12 10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 13 11の欄は、施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。
- 14 12の欄は、当該無線局が最初に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。
- 15 13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。
- 16 14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

12 (同上)

13 (同上)

14 (同上)

15 (同上)

16 (同上)

17 15の欄の記載は、次によること。

(1) 国内放送を行う放送局の場合((2)及び(3)の場合を除く。)

放送事項を放送の目的別種類(報道、教育、教養、娯楽、広告、その他をいう。以下この様式において同じ。)により、次のように記載すること。なお、コード[ ]欄には、コード表により該当するコードを記載すること。

(記載例)

ア 報道の場合

[01](一般ニュース、ニュース解説、スポーツニュー

ス、週間ニュース、災害に関する情報等)

イ 教育の場合

[02] (学年別学校向講座、英会話の時間、職業教育講座等)

ウ 教養の場合

[03] (政治解説、政治討論会、婦人向講座、文学座談会、音楽講座、街頭討論会等)

エ 娯楽の場合

[04] (音楽、スポーツ行事、小説朗読、演芸等)

オ 広告の場合

[05] (商業案内、スポット・アナウンス等)

カ その他の場合

[06] (放送番組の予告等)

(2) 超短波放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の場合

放送事項を放送番組の実態に合わせて記載すること。

(3) 受託放送を行う放送局の場合

放送事項を次のように記載すること。デジタル放送を行う放送局の場合は放送番組の数を併せて記載すること。なお、コード[ ]欄には、コード表により該当するコードを記載すること。

17 15の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) 免許の申請の場合

希望する識別信号

(2) 再免許の申請又は変更の申請若しくは届出の場合

現に指定されている識別信号(その指定の変更の申請の場合は、希望する識別信号を含む。)

18 16の欄は、人工衛星の名称を「BSAT—1a」のように記載すること。

19 17の欄の記載は次によること。

(1) 電波の型式の記載に際しては、占有周波数帯幅について、設備規則別表第二号第2から第4までの規定の適用がある場合に限り、必要とする占有周波数帯幅を次の表示方法により電波の型式に冠して記載すること。なお、電波の型式ごとに必要とする占有周波数帯幅のうち最大のものを電波の型式に冠して記載することができる。

ア 占有周波数帯幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記

(記載例)

[09] 放送事業者が委託により行わせる放送(100番組程度以内)

18 16の欄は、次の区分に従い、記載すること。

(1) (同上)

(2) (同上)

19 17の欄は、人工衛星の名称を「BSAT—1a」のように記載すること。

20 18の欄の記載は次によること。

(1) (同上)

ア 占有帯域幅を3数字及び1文字(H、K、M又はG)により記載すること。この場合において、最初の記

記号として数字の 0 並びに文字の K、M 及び G を用いないこと。

イ 占有周波数帯幅の記載に際しては、次の表の占有周波数帯幅の範囲の欄の区分に従い、記載方法の欄に示すように占有周波数帯幅の大きさに応じた H、K、M 又は G の文字を小数点の位置に記載すること。

占有周波数帯幅の範囲	記載方法
0.001Hz～99Hz	H001～999H
1.00kHz～99kHz	1K00～999K
1.00MHz～99MHz	1M00～999M
1.00GHz～999Gz	1G00～999G

(2) 希望する周波数の範囲は、「何 GHz から何 GHz まで」のように記載するほか、次によること。

ア 衛星基幹放送又は内外放送を行う基幹放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ 超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う基幹放送局であつて補完放送を行うもの場合は、希望するデータチャンネルを「毎秒 240 キロビット」のように併せて記載すること。

ウ テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う基幹放送局であつて、補完放送(標準テレビジョン放送の標準方式第 9 条の 2 において準用する標準テレビ

号として数字の 0 並びに文字の K、M 及び G を用いないこと。

イ (同上)

占有周波数帯域幅の範囲	記載方法
0.001Hz～99Hz	H001～999H
1.00kHz～99kHz	1K00～999K
1.00MHz～99MHz	1M00～999M
1.00GHz～999Gz	1G00～999G

(2) (同上)

ア 受託国内放送、受託協会国際放送又は受託内外放送を行う放送局の場合は、希望する周波数の数を併せて記載すること。

イ 超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う放送局であつて補完放送を行うもの場合は、希望するデータチャンネルを「毎秒 240 キロビット」のように併せて記載すること。

ウ テレビジョン放送(デジタル放送を除く。)を行う放送局であつて、補完放送(標準テレビジョン放送の標準方式第 9 条の 2 において準用する標準テレビ

レビジョン音声多重放送の標準方式第3条から第7条までに規定する送信の方式により行うものを除く。)を行うもの場合は、希望する標本化周波数による音声チャンネル、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「第2音声チャンネル(32kHz又は48kHz)」、「毎秒240キロビット」、「16H(279H)又は21H(284H)」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

エ テレビジョン音声多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望する標本化周波数による音声チャンネルを「第2音声チャンネル(32kHz又は48kHz)」又は「第3及び第4音声チャンネル(32kHz)並びに第2音声チャンネル(48kHz)」のように併せて記載すること。

オ テレビジョン文字多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「16H(279H)又は21H(284H)」のように併せて記載すること。

カ 超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャンネルを「毎秒240キロビット」のように併せて記載すること。

キ テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局の場合は、希望するデータチャンネル、垂直帰線消去期間

ジョン音声多重放送の標準方式第3条から第7条までに規定する送信の方式により行うものを除く。)を行うもの場合は、希望する標本化周波数による音声チャンネル、データチャンネル、垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「第2音声チャンネル(32kHz又は48kHz)」、「毎秒240キロビット」、「16H(279H)又は21H(284H)」又は「70.804kHz又は118.007kHz」のように併せて記載すること。

エ テレビジョン音声多重放送を行う放送局の場合は、希望する標本化周波数による音声チャンネルを「第2音声チャンネル(32kHz又は48kHz)」又は「第3及び第4音声チャンネル(32kHz)並びに第2音声チャンネル(48kHz)」のように併せて記載すること。

オ テレビジョン文字多重放送を行う放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「16H(279H)又は21H(284H)」のように併せて記載すること。

カ 超短波データ多重放送を行う放送局の場合は、希望するデータチャンネルを「毎秒240キロビット」のように併せて記載すること。

キ テレビジョン・データ多重放送を行う放送局の場合は、希望するデータチャンネル、垂直帰線消去期間

期間中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「毎秒 240 キロビット」、「10H(273H) 又は 14H(277H)」又は「70.804kHz 又は 118.007kHz」のように併せて記載すること。

ク テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「テレビジョン文字多重放送 16H(279H) 又は 21H(284H)、テレビジョン・データ多重放送 10H(273H) 又は 14H(277H)」のように併せて記載すること。

ケ デジタル放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(ア) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860 メガボー」のように併せて記載すること。

(イ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「32.5941 メガボー」のように併せて記載する

中の水平走査期間番号又はデータ信号副搬送波の周波数を「毎秒 240 キロビット」、「10H(273H) 又は 14H(277H)」又は「70.804kHz 又は 118.007kHz」のように併せて記載すること。

ク テレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合は、希望する垂直帰線消去期間中の水平走査期間番号を「テレビジョン文字多重放送 16H(279H) 又は 21H(284H)、テレビジョン・データ多重放送 10H(273H) 又は 14H(277H)」のように併せて記載すること。

ケ デジタル放送を行う放送局の場合は、次によること。

(ア) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第2節及び第6章第3節に規定するデジタル放送を行う放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「28.860 メガボー」のように併せて記載すること。

(イ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第5章第3節及び第6章第5節に規定するデジタル放送を行う放送局の場合は、希望する1秒におけるシンボル数を「32.5941 メガボー」のように併せて記載するこ

こと。

(ウ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「每秒 42.192 メガビット」のように併せて記載すること。

(エ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う基幹放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「每秒 69.718 メガビット」のように併せて記載すること。

(3) 空中線電力の記載は、次によること。

ア 電波の型式の別に記載すること。

イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHz から 12.75GHz までの周波数の電波を使用するものに限る。)を併せて記載すること。

と。

(ウ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第2節に規定するデジタル放送を行う放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「每秒 42.192 メガビット」のように併せて記載すること。

(エ) 標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第6章第4節に規定するデジタル放送を行う放送局の場合は、希望する1秒における伝送容量を「每秒 69.718 メガビット」のように併せて記載すること。

(3) (同上)

ア (同上)

イ 超短波放送、テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合は、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力(11.7GHz から 12.75GHz までの周波数の電波を使用するものに限る。)を併せて記載すること。

ウ 送信装置ごとに異なるときは、それぞれについて記載すること。

エ 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、当該送信を行うに際して使用する最大空中線電力を併せて記載すること。

20 18 の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。

21 19 の欄の記載は、次によること。

(1) 対地静止衛星の場合

ア 対地静止衛星軌道の欄は、「東経 110°」のように記載すること。

イ 緯度の変動幅及び経度の変動幅の各欄は、「± 0.1°」のように記載すること。

ウ 人工衛星の欄は、当該軌道を使用する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 対地静止衛星以外の人工衛星の場合

ア 軌道の傾斜角の欄は、「45°」のように記載すること。

イ 周期の欄は、分単位で記載すること。

ウ 遠地点の高度及び近地点の高度の各欄は、キロメートル単位で記載すること。

ウ (同上)

21 19 の欄の記載は、当該無線局の識別信号又は名称(免許の申請等の場合は希望する識別信号又は名称)を記載すること。

22 20 の欄の記載は、次によること。

(1) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

ウ (同上)

(2) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

ウ (同上)

エ 軌道の種類は、コード表により記載すること。

22 20 の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日（既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日）を記載すること。

23 21 の欄は、「15年(平成何年まで)」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

24 22 の欄は、19 の欄で記載した人工衛星の軌道又は位置の欄以外の、人工衛星局の設置場所等に係る情報(ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など)に関して記載すること。

25 23 の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

26 24 の欄は、予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局(宇宙局を含む。以下同じ。)が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備となつているものを合わせた数を「1機」のように記載すること。

27 25 の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り、人工衛星の数の欄に開設される人工衛星局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄に当該宇宙物

エ (同上)

23 21 の欄は、申請に係る人工衛星の打上げ予定年月日（既に打ち上げられている場合には、その打上げ年月日）を記載すること。

24 22 の欄は、「15年(平成何年まで)」のように使用可能期間を年数で記載すること。再免許の申請の際は、申請提出の際の使用可能期間を記載すること。

25 23 の欄は、20 の欄で記載した人工衛星の軌道又は位置の欄以外の、人工衛星局の設置場所等に係る情報(ロケット打上げ後の投入軌道位置から静止軌道位置までの間など)に関して記載すること。

26 24 の欄は、目的を遂行できる位置の範囲として、免許申請を行う人工衛星局の目的が遂行できる人工衛星の位置の範囲を記載すること。

27 25 の欄は、予備衛星がある場合に限り、申請に係る人工衛星局(宇宙局を含む。以下同じ。)が開設される宇宙物体と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものと軌道予備となつているものを合わせた数を「1機」のように記載すること。

28 26 の欄は、同一の特性をもつ宇宙物体であつて地上にあるものに限り、人工衛星の数の欄に開設される人工衛星局と同一の特性を有する宇宙物体であつて、地上にあるものの数を記載し、打上げ予定時期の欄に当該宇宙物

体の打上げ予定年月日を記載すること。

28 26の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載すること。

29 27の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。

30 28の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。

31 29の欄の記載は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。

32 30の欄は、27の欄に記載した場合に限り、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。

33 31の欄は、「全国」のように記載すること。

34 32の欄は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

区分	金額	備考
総額	千円	
送受信設備		
その他		

(注1) 無線設備の工事費は、設備費、機材費、人件費等を含めて記載すること。

体の打上げ予定年月日を記載すること。

29 27の欄は、人工衛星の打上げ場所を「日本 種子島宇宙センター」のように記載すること。

30 28の欄は、国際連合に登録した国際標識番号を記載すること。

31 29の欄は、人工衛星の姿勢制御方式を「三軸安定方式」のように記載すること。

32 30の欄の記載は、人工衛星を所有する者の名称を記載すること。

33 31の欄は、28の欄に記載した場合に限り、人工衛星を打ち上げる時に使用するロケットの名称を記載すること。

34 32の欄は、「全国」のように記載すること。

35 33の欄は、「別紙に記載のとおり」と記載し、別紙は次の様式により記載すること。

表 (同上)

(注1) (同上)

(注2) 無線設備の共用等の場合は、その分担する金額を備考欄に記載するとともに、使用承諾書の写し等その確実性を証する書面を添付すること。

(注2) (同上)

35 33の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、衛星基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲におけるすべての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送局設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「放送局の送信設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「放送局の送信設備」の放送法第121条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 放送法第121条第2号第1号に規定する基幹放送局設備の損壊又は故障により、基幹放送局の運用に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 放送法第121条第2項第2号に規定する基幹放送局設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正である

ようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

36 34 の欄は、33 の欄の設備概要図で示した設備のうち、衛星基幹放送の業務の用に供する基幹放送局設備に該当する設備として、基幹放送局の無線設備及び放送法施行規則第 3 条第 2 号に規定する地球局設備を記載すること。

37 35 の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備を、放送法第 121 条第 1 項の技術基準に適合するように維持するための運用・保守等（以下「設備維持業務」という。）の業務を確実に実施することができる体制を記載すること。

(2) 設備維持業務に従事する者の実務経験等を記載すること。

(3) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう適宜の区分に分けて、別途記載すること。

38 36 の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い(別紙)の該当する□にレ印を付けて、別紙を

36 34 の欄は、事業計画等の欄の事項について、次の表の区別に従い(別紙)の該当する□にレ印を付けて、別紙を

別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何基幹放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)については何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2) (2) (注1)(注2) (3) (注1)(注2)  (4) (注1)(注2)  (5) (注1)(注3) (6) (注1)(注4) (7) (注1)(注2)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一に属する他の <u>基幹放送局</u> (無線設備の設置場所(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局(以下「衛星基幹放送局等」という。))の場合は、申請者の住所とする。以下この(注1)において同じ。)が申請に係る <u>基幹放送局</u> の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下、この表において同じ。)のものと同一であり、かつ、

別葉として提出すること。ただし、同表の右欄の注により当該別紙の提出を省略する場合は、「何放送局に同じ」、「別紙(7)に記載のとおり、別紙(1)～(6)、(8)～(10)、(13)～(16)については何放送局に同じ」のように記載すること。

区 別	提出する別紙	備 考
1 免許の申請の場合	(1) (注1)(注2) (2) (注1)(注2) (3) (注1)(注2) (4) (注1)(注2) (注7) (5) (注1)(注2) (注7) (6) (注1)(注2) (7) (注1)(注3) (注4)(注7) (8) (注1)(注3) (注4)(注7) (9) (注1)(注7) (10) (注1)(注3) (注4)(注7) (11) (注1)(注7) (12) (注1)(注7) (13) (注1)(注5) (14) (注1)(注6) (15) (注1)(注2)	(注1) 当該別紙に記載する内容の全部が同一に属する他の <u>放送局</u> (無線設備の設置場所(放送衛星局等の場合は、申請者の住所とする。以下この(注1)において同じ。))が申請に係る <u>放送局</u> の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局の管轄区域内にあるものに限る。以下、この表において同じ。)のものと同一であり、かつ、当該他の <u>放送局</u> についてその全部を記載した場合は、

	<p>(8) (注1)(注2) (9) (注1)(注2)</p>	<p>当該他の<u>基幹放送局</u>についてその全部を記載した場合は、提出を省略すること。</p> <p>(注2) 協会の<u>基幹放送局</u>の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) <u>衛星基幹放送試験局</u>の場合に限る。</p> <p>(注4) <u>基幹放送</u>を行う<u>実用化試験局</u>の場合に限る。</p>		<p>(16) (注1)(注2) (17) (注1)(注2) (18) (注1)(注2) (注7)</p>	<p>提出を省略すること。</p> <p>(注2) 協会の<u>放送局</u>の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) <u>専門放送を専ら行う放送局</u>の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注4) <u>放送法施行令第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。</u></p> <p>(注5) <u>放送試験衛星局</u>の場合に限る。</p> <p>(注6) <u>放送</u>を行う<u>実用化試験局</u>の場合に限る。</p> <p>(注7) <u>受託国内放送、受託協会国際放送、又は受託内外放送</u>（以下「<u>受託放送</u>」と総称する。）を行う<u>放送局</u>の場合は、提出</p>
--	--------------------------------------	--	--	---	---



	<p>(4) (注1)(注2)</p> <p>(5) (注1)(注3)</p> <p>(6) (注1)(注4)</p> <p>(7) (注1)(注2)</p> <p>(8) (注1)(注2)</p> <p>(9) (注1)(注2)</p> <p>(10) (注1)</p>	<p>る当該基幹放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の基幹放送局のものと同一であり、かつ、当該他の基幹放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注2) 協会の基幹放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 衛星基幹放送試験局の場合に限る。</p> <p>(注4) 基幹放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p>	<p>(注7)</p> <p>(5) (注1)(注2)</p> <p>(注7)</p> <p>(6) (注1)(注2)</p> <p>(7) (注1)(注3)</p> <p>(注4)(注7)</p> <p>(8) (注1)(注3)</p> <p>(注4)(注7)</p> <p>(9) (注1)(注7)</p> <p>(10) (注1)(注3)</p> <p>(注4)(注7)</p> <p>(11) (注1)(注7)</p> <p>(12) (注1)(注7)</p> <p>(13) (注1)(注5)</p> <p>(14) (注1)(注6)</p> <p>(15) (注1)(注2)</p> <p>(16) (注1)(注2)</p> <p>(17) (注1)(注2)</p> <p>(19) (注1)</p>	<p>いる当該放送局のものと同一である場合又は同一人に属する他の放送局のものと同一であり、かつ、当該他の放送局についてその全部を記載した場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注2) 協会の放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注3) 専門放送を専ら行う放送局の場合は、提出を要しない。</p> <p>(注4) 放送法施行令第5条の規定により提出済みの場合は、提出を省略することができる。</p> <p>(注5) 放送試験衛星局の場合に限る。</p> <p>(注6) 放送を行う実用化試験局の場合に限る。</p>
--	--	---	--	---

--	--	--

39 「36 事業計画等」の(別紙)の記載は、次によること。

(1) 別紙(1)は、次の様式により記載すること。ただし、再免許の申請の場合は、経営形態の欄は記載を要しない。

ア 株式会社の場合

経営形態	株式会社		
資本又は出資の額	発行済みの株式の額及びその株式数	増資予定の期日、額及びその株式数	増資後の資本の額及びその株式数

イ 設立中の株式会社の場合

経営形態	株式会社(設立中)		
資本又は出資の額	発起人引受けの株式数及びその額	募集の株式数及びその額	合計

		(注7) 受託放送を行う放送局の場合は、提出を要しない。
--	--	------------------------------

37 「34 事業計画等」の(別紙)の記載は、次によること。

(1) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

--	--	--	--

ウ 株式会社及び設立中の株式会社以外の場合は、上記の様式に準じて記載すること。

(注1) 法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

イ 定款又は寄附行為に基幹放送の業務を行う事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) 設立中の法人の場合は、次の書類を添付すること。

ア 定款(会社法(平成17年法律第86号)第30条第1項及びその準用規定により認証を必要とする場合には、認証のある定款)又は寄附行為

イ 法人設立計画書(法人設立までの進行予定を記載した書類とする。)

ウ 設立しようとする法人が株式会社であるときは、発起人会議事録の写し、発起人組合契約書の写し及び発起人引受承諾書

(注3) 法人及び設立中の法人以外の場合は、(注1)及び(注2)に準ずる書類を添付すること。

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

ウ (同上)

(注1) (同上)

ア (同上)

イ 定款又は寄附行為に放送事業を行うことについての定めがない場合は、当該申請を行うことを決議した取締役会等の議事録の写し

(注2) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

ウ (同上)

(注3) (同上)

(2) 別紙(2)は、次の様式により記載すること。

用途別資金の額		資金調達の方法
工事費 創業費 その他 合計	千円	

(注1) 資金調達の方法の欄は、資本金、出資金、社債、借入金、寄附金、積立金、営業収入等の別及び金額を記載すること。

(注2) 貸借対照表、損益計算書、株式引受承諾書の写し、社債申込証の写し、融資証明書等資金調達の確実性を証明する書類を添付すること。

(3) 別紙(3)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住所	職業	総議決権に対する比率	備考
氏名又は名称			%	

(注1) 総議決権に対する比率が100分の1以上の者

(注1) (同上)

(注2) (同上)

(3) (同上)

(注1) (同上)

について記載すること。

(注2) 設立中の法人にあつては、(注1)によるほか、発起人全員について記載すること。

(注3) 増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の1以上となる場合は、それについて併せて記載すること。

(注4) 法人にあつては、名称に代表者氏名を付記すること。

(注5) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注6) 職業の欄は、法人にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務(常)」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注7) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類

イ 発起人又は発起人代表であるときはその旨

ウ 日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体であるときはその旨

(注2) (同上)

(注3) (同上)

(注4) (同上)

(注5) (同上)

(注6) (同上)

(注7) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

ウ (同上)

エ 出資の予定のものについてはその旨

エ (同上)

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	総議決権に対する比率	(A)が委託放送事業者又は衛星役務利用放送事業者の3分の1以上の議決権を有する場合、当該事業者の名称	備考
10分の1を超える議決権を有する者 <u>(A)</u>		%		
うち(A)の有する議決権と計算される議決権を有する者 <u>(B)</u>		%		

(注1) 議決権の取扱いは、次のアからウまでに定めるところにより計算し、記載すること。

ア 一の者が自己の計算により議決権を有する場合、その議決権に係る株式の所有者の名義が異なつていても、その議決権は、当該一の者の有する議決権とするものとする。また、一の者が、未公開株式(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取

引所に上場されておらず、かつ、同法第 67 条の 11 第 1 項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)に係る議決権の行使について、信託契約に基づき指図を行うことができる権限を有する場合等、信託の受託者が当該一の者の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる場合においては、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

イ 一の者が議決権の 2 分の 1 を超える議決権を有する法人又は団体が、放送衛星局又は放送試験衛星局を開設しようとする者の議決権を有する場合、その議決権は、当該一の者の有する議決権とみなす。ただし、一般社団法人等が放送衛星局又は放送試験衛星局を開設しようとする者の議決権を有する場合にあつては、一の者の役員が当該一般社団法人等の 3 分の 1 を超える理事等を兼ねているときに、その議決権は当該一の者の有する議決権とみなして計算すること。

ウ イの本文の規定は、放送衛星局又は放送試験衛星局を開設しようとする者の議決権を有する法人又は団体と一の者との間にこれらの者と議決権の保有を通じた関係にある一又は二以上の法人又は団体(以下「関連の法人等」という。)が介在している場合(関

連の法人等及び当該法人又は団体がそれぞれその議決権の2分の1を超える議決権を当該一の者又は他の関連の法人等(その議決権の2分の1を超える議決権が当該一の者又は他の関連の法人等によつて保有されているものに限る。)によつて保有されている場合に限る。)に準用する。

エ ウの規定を適用する場合において、介在している関連の法人等も10分の1以上の議決権を有する者となるときは、当該関連の法人等についても(A)及び(B)の欄を記載すること。なお、(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される者の議決権と計算される議決権を、関連の法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (B)の欄は、議決権を有するすべての者について記載すること。

(注3) 備考の欄は、出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出資金、寄附金等の出資の種類を記載すること。また、(B)の欄を記載した場合は、当該欄の備考の欄に(A)の有する議決権と計算される理由を記載すること。

(5) 別紙(5)は、次の様式により記載すること。

	氏名又は名称	他の一般放送事業者及び電気通信役務利	備考
--	--------	--------------------	----

		用放送事業者の総議 決権に対する比率	
自らが10分の1を超える 議決権を有する他の一般 放送事業者又は3分の1 以上の議決権を有する電 気通信役務利用放送事業 者  <u>(A)</u>			
うち自らの有する議決権 と計算される議決権を有 する者  <u>(B)</u>			

(注1) (4)(注1)アからウ、(注2)及び(注3)に準じ  
て記載すること。また、次のア及びイによること。

ア (4)(注1)アからウについては、「一の者」とあ  
るのは「放送衛星局又は放送試験衛星局を開設しよ  
うとする者」と、「放送衛星局又は放送試験衛星局を  
開設しようとする者」とあるのは「他の一般放送事  
業者及び電気通信役務利用放送事業者」とそれぞれ  
読み替えること。

イ (4)(注1)アからウに準じて記載する場合にお  
いて、介在している関連の法人等がさらに他の関連  
の法人等を介在して一般放送事業者の議決権を有す

(4) 別紙(4)は、次の様式により記載すること。

フリ ガナ	住所	役名	担 当 部門	兼職	備考
氏名					

(注1) 住所の欄は、住民基本台帳に記載された住所の都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 役名の欄は、代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

(注3) 兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に

るときの(B)の欄の記載については、(A)の欄に記載される一般放送事業者の議決権を他の関連の法人等を介在することなく直接有する者についてのみ記載するものとする。

(注2) (A)及び(B)の欄は、自らが10分の1を超える議決権を有する他の一般放送事業者及び3分の1以上の議決権を有する電気通信役務利用放送事業者の別に記載すること。

(6) 別紙(6)は、次の様式により記載すること。

(注1) (同上)

(注2) (同上)

(注3) 兼職の欄は、放送事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを(注2)に準じて記載するこ

準じて記載すること。

(注4) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 発起人又は発起人代表であるときはその旨

イ 日本の国籍を有しない人であるとき又は兼職に係る法人若しくは団体が外国の法人若しくは団体であるときはその旨

ウ 予定のものについてはその旨

(注5) 役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

と。

(注4) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

ウ (同上)

(注5) (同上)

(7) 別紙(7)は、放送番組の種別及び放送の対象とする者に応じた放送番組の編集の基準又はその案を記載すること。

(8) 別紙(8)は、具体的に放送番組を編集するための基本的な計画又はその案を記載すること。この場合において、特別の経営方針による放送を行う放送局については、対象とする受信者層を併せて記載すること。

(9) 別紙(9)は、放送番組表、放送の目的別種類による放送時間(テレビジョン放送を行う放送局に限る。以下この注において同じ。)及び他から供給を受ける放送番組の放送時間(協会の放送局の場合を除く。)について、次のア、イ及びウの様式により記載すること。

ア 放送番組表

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送局の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に係る放送番組の記載

曜日時刻	月	火	水	木	金	土	日
—	—	—	—	—	—	—	—
計	時間分						
合 計					備考	—	
時間	分						

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それ

らの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

(注4) 補完放送であつて、テレビジョン放送の映像に伴うものの放送を行う場合は、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送又はその他の放送の別を個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組で利用方法が複合するときは、それらの利用方法のすべてについて表示するとともに放送時間を付記するものとし、1週間の総放送時間について、字幕放送、解説放送、ステレオホニック放送、2か国語放送及びその他の放送の別に、1週間の放送時間の総放送時間に対する割合を備考欄に記載すること。

(注5) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの

放送の放送番組の記載

<u>番組番号</u>	<u>番組名</u>	<u>放送の開始時間 及び終了時間</u>
<u>番組数計</u>		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 番組番号の欄内には、放送番組の選択のための個々の放送番組に付される特定の番号を記載すること。

(注3) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の

内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類すべてについて表示すること。

(注4) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注5) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、合計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の場合

<u>番組番号</u>	<u>番組名</u>	<u>放送の開始時間及び終了時間</u>
<u>番組数計</u>		

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 番組番号の欄内には、放送番組の選択のための個々の放送番組に付される特定の番号を記載すること。

(注3) 番組数計の欄内には、1週間に放送した放送番組の総数を記載すること。

(注4) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送番組について、個々の放送番組の欄内に「有」の記号等を表示し、番組数計欄内に有料放送に係る時間を( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の放送局の場合

曜日時刻	月	火	水	木	金	土	日
計	時間分						

合 時間 分	計	備考	
-----------	---	----	--

(注1) 1週間の放送番組の代表例を記載すること。

(注2) 個々の放送番組の内容が放送の目的別種類のいずれに該当するかを色別、記号別等の方法により、個々の放送番組の欄内に表示すること。この場合において、一の放送番組の内容が2以上の種類に該当するときは、それらの種類のすべてについて表示するとともに放送時間を付記すること。

(注3) 個々の放送番組について、その開始及び終了の時刻を記載すること。

イ 放送の目的別種類による放送時間等

放送の目的別種類	1週間の放送時間	比率	備考
報道 教育 教養 娯楽 広告	時間 分	%	

<u>その他</u>			
<u>合計</u>	<u>時間 分</u>	<u>100.0%</u>	

(注1) 1週間の放送時間の欄は、アの(ア)又は(ウ)の放送番組表に基づいて集計したものを記載すること。

(注2) スポット・アナウンスによる広告がある場合には、その本数及び時間を備考欄に再掲すること。

(注3) 補完放送であつて、超短波放送の主音声又はテレビジョン放送の映像に伴うもの以外のものの放送を行う場合は、当該補完放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(補完： )で再掲すること。

(注4) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送時間及び比率をそれぞれ該当する欄内に(有料： )で再掲すること。

ウ 他から供給を受ける放送番組の時間帯

(ア) 超短波放送又はテレビジョン放送を行う放送局の場合

A 超短波放送の主音声又はテレビジョン放送

の映像に係る放送番組の記載

<u>供給者名</u>	<u>1週間の放送時間</u>	<u>供給に関する協定等の有無</u>
<u>(ニュース)</u>	<u>時間 分</u> 計	
<u>(ニュース以外の番組)</u>	<u>時間 分</u> 計	
<u>合計</u>	<u>時間 分( %</u>	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のAの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ア)のAの放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る放送時間をそれぞれ該当する欄内に

( )で再掲すること。

B 補完放送であつて、超短波放送の主音声又は  
テレビジョン放送の映像に伴うもの以外のもの  
の放送の放送番組の記載

<u>供給者名</u>	<u>1週間の放送時間</u>	<u>供給に関する協定等の有無</u>
<u>(ニュース)</u>	<u>時間 分</u> 計	
<u>(ニュース以外の番組)</u>	<u>時間 分</u> 計	
<u>合計</u>	<u>時間 分(%)</u>	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ア)のBの放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ア)のBの放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

と。

(注4) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(イ) 超短波多重放送又はテレビジョン多重放送を行う放送局の場合

供給者名	1週間の放送時間	供給に関する協定等の有無
(ニュース)	時間 分 計	
(ニュース以外の番組)	時間 分 計	
合計	時間 分( %)	

(注1) 供給者名の欄は、アの(イ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(イ)の放送番組表の合計の欄の番組数に対する比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(注4) 有料放送を行う放送局の場合は、有料放送に係る番組数をそれぞれ該当する欄内に( )で再掲すること。

(ウ) (ア)又は(イ)以外の放送局の場合

<u>供給者名</u>	<u>1週間の放送時間</u>	<u>供給に関する協定等の有無</u>
<u>(ニュース)</u>	<u>時間 分</u> 計	
<u>(ニュース以外の番組)</u>	<u>時間 分</u> 計	
<u>合計</u>	<u>時間 分(%)</u>	

(注1) 供給者名の欄は、アの(ウ)の放送番組表に記載した放送番組のうち、他から供給を受けるものについて、放送事業者及びその他の者の別に記載すること。

(注2) 合計の欄の括弧内は、アの(ウ)の放送番組表の合計の欄の時間に対する当該欄の時間の

比率を記載すること。

(注3) 放送番組の供給に関する協定等がある場合は、その内容を記載した書類を添付すること。

(10) 別紙(10)は、次の様式により記載すること。

フリガナ	住所	性別	生 年 月 日	職業	備考
委員 の氏 名					
委員 総数	人				

(注1) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。

(注2) 職業の欄は、主たる職業を「何大学教授」、「評論家」等のように記載すること。

(注3) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 他の放送番組の審議機関の委員であるときはその旨及び当該審議機関の名称

イ 他の一般放送事業者の審議機関と共同して設置しようとする場合はその旨及び共同設置者の氏名又は名称

ウ 予定のものについてはその旨

(注4) 委員予定者については、委員就任承諾書を添付すること。

(11) 別紙(11)は、次により記載すること。

ア 放送番組を編集する組織機構について、職務内容を系統的かつ具体的に記載すること。この場合において、編集の責任者については、その権限について併せて記載すること。

イ 放送番組を考査する組織機構がある場合には、アに準じて記載すること。この場合において、考査の方法を併せて記載し、考査に関する基準等があるときはそれらを記載又は添付すること。

ウ 予定のものについては、その旨を記載すること。

(12) 別紙(12)は、次により記載すること。

災害放送の実施体制(責任者、連絡系統、要員等)を記載すること。この場合において、実施要領等を作成している場合は、それを添付すること。

(13) 別紙(7)から別紙(11)までの事項について、開局当初限りの特別の経営方針があるときは、その方針についてそれぞれ該当する別紙に併せて記載すること。

(5) 別紙(6)は、次により記載すること。

再免許の申請の場合は、試験の方法及び具体的計画のほか、免許の期間中における試験の方法及び結果の概要を記載すること。

(6) 別紙(7)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア 兼営する事業

兼営する事業の名称	事業の概要

イ 他の事業への出資

事業者の名称	資本金 (A)	事業の概要	出資の額 (B)	出資の比率 ◆×10	備考
	百万円		千円	%	

(注1) 出資の額が500万円以上又は出資に係る事業者の資本金の額の10分の1以上の場合について記載すること。

(注2) 備考の欄は、次の事項を記載すること。

ア 議決権の総数に対する議決権の比率が、出資の総

(14) 別紙(14)は、次により記載すること。

(同上)

(15) 別紙(15)は、兼営する事業及び他の事業への出資について、次の様式により記載すること。

ア (同上)

表 (同上)

イ (同上)

表 (同上)

(注1) (同上)

(注2) (同上)

ア (同上)

額に対する出資の比率と異なるときは、その比率  
 イ 出資が株式の引受け以外の形態をとるときは、出  
 資金、寄附金等の出資の種類

(7) 別紙(9)は、見積表及び見積りの根拠について、次  
 の様式により記載すること。

ア 見積表

科目	第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
	事業 収入	放送 局設 備 事業 収入	放送 局設 備 事業 収入	放送 局設 備 事業 収入	放送 局設 備 事業 収入
	放送 局設 備 給 役 の 収 支	放送 局設 備 給 役 の 収 支	放送 局設 備 給 役 の 収 支	放送 局設 備 給 役 の 収 支	放送 局設 備 給 役 の 収 支
1 売上高					
放送料					
有料放送料					
放送番組制作料					
放送番組売上料					
その他					
2 売上原価					
放送費					

イ (同上)

(16) 別紙(17)は、見積表及び見積りの根拠について、次  
 の様式により記載すること。

ア (同上)

科目	第1年目	第2年目	第3年目	第4年目	第5年目
	事業 収入	放送 事業 の 収 支	放送 事業 の 収 支	放送 事業 の 収 支	放送 事業 の 収 支
	放送 事業 の 収 支	放送 事業 の 収 支	放送 事業 の 収 支	放送 事業 の 収 支	放送 事業 の 収 支
1 収益					
営業収益					
放送料					
有料放送料金					
放送番組制作料					
放送番組売上料					
その他					
営業外収益					
2 費用					
営業費用					
放送費					

技術費										
人件費										
減価償却費										
その他										
<u>3 売上総利益 (1-2)</u>										
<u>4 販売費及び一般管理費</u>										
販売費										
一般管理費										
人件費										
減価償却費										
その他										
<u>5 営業利益 (3-4)</u>										
<u>6 営業外収益</u>										
<u>7 営業外費用</u>										
<u>8 経常利益 (5+(6-7))</u>										
備考										

(注1) この表に掲げた科目に計上すべき金額がないときは、当該科目の記載を省略すること。なお、衛

放送委託費										
技術費										
販売費										
管理費										
人件費										
固定資産減価償却費										
その他										
備考										

(注1) 放送試験局及び放送試験衛星局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研

星基幹放送試験局の場合は、科目の欄を「研究委託費」、「調査委託費」、「試験、研究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

- (注2) 事業収支の欄は、申請者が行う基幹放送の業務を行う事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。
- (注3) 備考の欄は、事業収支が相償わない場合における措置を記載すること。

究費」等適宜の科目に修正の上記載すること。

- (注2) 事業収支の欄は、申請者が行う放送事業及び兼営する事業の収支を総合したものを記載すること。
- (注3) (同上)
- (注4) 受託放送を行う放送局の場合は、科目の欄を「受託放送料」等適宜の科目に修正の上記載すること。
- (注5) 有料放送料金の欄は、有料放送を行う放送局の場合に限る。なお、有料放送の受信に関し、有料放送料金以外の金銭を受信者に負担させる場合は、その金銭に係る収益及び費用について、適宜の科目を設けて記載すること。
- (注6) 次の書類を添付すること
- ア 放送料金表(受託放送を行う放送局の場合を除く。)
- イ 最近の決算期における計算書類(施行規則第43条の3第3項の規定により提出済みであるときは、添付を省略することができる。)
- ウ その他参考となる書類

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う基幹放送局及びコミュニティ放送を行う基幹放送局の場合を除く。)

(ア) 収益

(注) 放送番組の数及び放送局設備提供役務料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

イ 見積りの根拠(臨時目的放送を専ら行う放送局及びコミュニティ放送を行う放送局の場合を除く。)

(ア) (同上)

区分	1週間平均の回数	単価	1週間平均の収入	1年間の収入
(記載例) 放送料	回	千円	千円	千円
A タイム 30分				
15分 B タイム 30分				
15分 A スポット B スポット				

(注1) アの表の1の項の収益の科目ごとに、第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。ただし、営業収益のその他及び営業外収益の科目については適宜の様式により記載すること。

(注2) 受託放送を行う放送局の場合は、放送番組の数及び受託放送料について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(イ) 費用

科目	金額	根拠
	千円	

(注) (ア)の注に準じて記載すること。

(注3) 有料放送を行う放送局の場合は、契約者数及び有料放送料金について、適宜の様式により第1年目、第2年目、第3年目、第4年目及び第5年目の別に記載すること。

(注4) 受信障害対策中継放送を行う放送局、放送試験局及び放送試験衛星局の場合は、適宜の様式により記載すること。

(イ) 費用

表 (同上)

(注1) (同上)

(注2) 有料放送を行う放送局の場合は、各科目ごとに有料放送に係る金額及び根拠を( )で再掲すること。

(17) 別紙(18)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏名 又は	住所	1年間の 利 用 見 込額	1年間平均の利 用度		備考
			回数	時間	

名称					
		千円			

(注1) 他人の利用に供するものについて記載すること。

(注2) 利用見込者は、都道府県別に記載すること。

(注3) 住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

(注4) 備考の欄は、利用見込者が株主であるとき又は株主になろうとするものであるときは、その旨を記載すること。

(8) 別紙(10)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、21の欄の別紙の様式に準じて記載すること。)

ア 事業の実績

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。))について簡単に記載すること。衛星基幹放送試験局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用化試験の方

(18) 別紙(19)は、次の事項について記載すること(各事項の細目については、特に示すものを除くほか、22の欄の別紙の様式に準じて記載すること。)

ア 事業の実績(受託放送を行う放送局の場合は、(イ)及び(ウ)の記載を要しない。)

(ア) 事業遂行の概要(事業計画の実施状況(臨時かつ特別の事業計画に基づくものを含む。))について簡単に記載すること。放送試験局及び放送試験衛星局の場合は免許の期間中における試験、研究又は調査の方法及び結果の概要を、放送を行う実用化試験局の場合は免許の期間中における実用

法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の基幹放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

(19) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何基幹放送局に同じ」のように記載すること。

40 37の欄の記載は、次によること。

- (1) 4の欄が「有」に該当する場合は、その内容について記載すること。
- (2) 申請に係る衛星基幹放送局が標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は

化試験の方法及び結果の概要を併せて記載すること。)

(イ) 別に定める1週間の放送の実施状況

他から供給を受けた放送番組の時間(協会の放送局の場合を除く。)

(ウ) 放送番組に関する参考事項(放送番組について放送局根本基準第3条第1項第4号及び第6号(3)又は第4条第1項第1号から第3号までの規定に適合していることの証明その他の参考事項を記載すること。)

(エ) その他参考となる事業の概要

イ 資産、負債及び収支の実績(協会及び学園の放送局の場合を除く。)(当該申請が決算期中途に行われる場合にのみ当該決算期の実績の概要を記載することとし、その他の場合には記載を要しない。)

(19) 別紙の記載内容の一部について記載を省略する場合は、当該省略部分に「何放送局に同じ」のように記載すること。

38 35の欄の記載は、次によること。

- (1) (同上)
- (2) 申請に係る放送衛星局が標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送又は標準

標準テレビジョン・データ多重放送を行う衛星基幹放送局の場合は、共用を予定している無線設備に係る標準テレビジョン放送を行う基幹放送事業者名を記載すること。ただし、標準テレビジョン放送を行う基幹放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。

- (3) 他の無線局の免許人等との間で混信その他の妨害を防止するために必要な措置に関する契約を締結しているときは、その契約の内容を記載すること。  
第15条第2項の規定により記載を省略する場合には、その旨及びその契約の内容が同一である無線局の免許の番号を記載すること。
- (4) 基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局については、基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送をすることに支障を及ぼすおそれがないものとして施行規則第6条の4の2で定める基準に合致することを示す事項を記載すること。
- (5) その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。

テレビジョン・データ多重放送を行う放送衛星局の場合は、共用を予定している無線設備に係る標準テレビジョン放送を行う放送事業者名を記載すること。ただし、標準テレビジョン放送を行う放送事業者がその放送設備を共用して開設する場合は、この限りでない。

- (3) 有料放送を行う放送局の場合は、1日の放送時間のうち有料放送(有料放送に関する告知放送を含む。)を行うことを予定している時間帯(曜日等により異なるときは、その旨)を記載すること。
- (4) (同上)
- (5) (同上)

41 39 の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

42 40 の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

43 41 の欄は、受信のみを目的としている無線設備を有している場合に限り、その設置場所を、移動する受信設備にあつては、移動範囲を記載すること。

44 該当欄に全部を記載することができない場合には、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

45 無線局事項書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

46 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務に係る事項を含めて記載すること。

別表第二号第6 人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

39 (同上)

40 (同上)

41 (同上)

別表第二号第6 人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式(第4条、第12条関係)

(同上)

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

1 1枚目

無線局事項書		
1～13 (略)		
14 無線局の目的 コード		15、16 (略)
	<input type="checkbox"/> 従たる目的	
	<input type="checkbox"/> 従たる目的	
17～19 (略)		

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2 (略)

注1 (略)

2～15 (略)

16 14の欄は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に✓印をつけること。

17 16の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何

1 1枚目

短無線局事項書		
1～13 (同上)		
14 無線局の目的 コード		15、16 (同上)
17～19 (同上)		

長 辺 (日本工業規格A列4番)

2 (同上)

注1 (同上)

2～15 (同上)

16 16の欄は、個々に記載することが困難な場合は、「何

(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。また、人工衛星局の免許を受けようとする者又は受けた者が、当該人工衛星局を用いて自らの衛星一般放送の業務を行う場合には「免許人が行う衛星一般放送を受信するための設備」と、当該人工衛星局を用いて他者の衛星一般放送の業務を行わせる場合には「免許人以外の者が行う衛星一般放送を受信するための設備」と記載すること。

18～34 (略)

35 34の欄は、次によること。

(1)～(4) (略)

(5) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(6) (略)

36～38 (略)

別表第二号の二第1 基幹放送局(衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局を除く。)の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1～3 表 (略)

4 4枚目(発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に

(又は免許人)所属の受信設備」のように包括的に記載すること。

17～33 (同上)

34 (同上)

(1)～(4) (同上)

(5) (同上)

35～37 (同上)

別表第二号の二第1 放送局(放送衛星局及び放送試験衛星局を除く。)の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)(総務大臣がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。)

1～3 表 (同上)

4 4枚目(発射する周波数等の欄に番号を記入する場合に

限る。)

表 (略)

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

- 2 1、18、20 及び 22 の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望する名称)を記載すること。
- 3 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。括弧内には、「現用」又は「予備」のように記載すること。予備装置の場合には、当該装置の現用装置の番号を記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。
- 4 3の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送、標準テレビジョン・データ多重放送、高精細度テレビジョン音声多重放送若しくは高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又は標

限る。)

表 (同上)

注1 (同上)

- 2 1、18、20 及び 22 の欄は、当該放送局を識別するための名称(免許の申請等の場合は希望する名称)を記載すること。
- 3 (同上)
- 4 3の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、超短波データ多重放送、標準テレビジョン音声多重放送、標準テレビジョン文字多重放送、標準テレビジョン・データ多重放送、高精細度テレビジョン音声多重放送若しくは高精細度テレビジョン・データ多重放送を行う放送局又は標準テ

準テレビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。

5 4の欄は、次によること。

(1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式(占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。)及び周波数の範囲を記載すること。

(記載例) 「A3E526.5kHz から 1,606.5kHz まで」

(2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、送受信機系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。ただし、希望する空中線電力が複数ある場合等については、その他の出力を17の欄に記載すること。

(5) 変調方式コードの欄は、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放

レビジョン文字多重放送と標準テレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。

5 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

(3) (同上)

(4) (同上)

(5) 変調方式コードの欄は、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局

送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

- (6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。標準テレビジョン放送(地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。)を行う基幹放送局であつて、基幹放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1の14(6)に規定するオフセットキャリア方式、精密オフセットキャリア方式又は超精密オフセットキャリア方式を使用する場合は、その旨を17の欄に記載すること。
- (7) 製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、送信機(送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。)の製造者名及び型式又は名称を記載すること。
- (8) 検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に限り記載すること。
- (9) 技術基準適合証明番号の欄は、当該機器を含む無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。
- (10) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載する

の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

- (6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。標準テレビジョン放送(地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。)を行う放送局であつて、放送用周波数使用計画(昭和63年郵政省告示第661号)第1の14(6)に規定するオフセットキャリア方式、精密オフセットキャリア方式又は超精密オフセットキャリア方式を使用する場合は、その旨を17の欄に記載すること。
- (7) (同上)
- (8) (同上)
- (9) 技術基準適合証明番号の欄は、当該機器を含む無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を記載すること。
- (10) (同上)

こと。ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定による検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

6 5 の欄は、次によること。

(1) 通過帯域幅の欄には受信周波数が 54MHz を超え 470MHz 未満の場合は 6 dB 低下の幅を、470MHz 以上の場合は 3 dB 低下の幅を記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

(2) 雑音指数の欄は、300MHz 以上の周波数の電波を使用する無線設備の場合(ヘテロダイン中継方式の場合を除く。)に限り記載すること。

7 6 の欄は、無線局事項書の設置場所番号の欄において記載した当該装置の設置場所番号を記載すること。

8 7 の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1—2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「主送信空中線」のように記載すること。

9 8 の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 空中線柱の高さの欄は、空中線柱の基部の設置部

6 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

7 (同上)

8 (同上)

9 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

から空中線の輻射体の中心までの高さを記載すること。

(3) 海拔高及び地上高の欄は、次によること。

ア 送信空中線の場合

超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局のものにあつては海拔高(空中線の輻射体の中心までの高さとする。)及び地上高(主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。)を、これらの基幹放送局以外の基幹放送局のものにあつては地上高(空中線の最高部までの高さとする。)を記載すること。

イ 受信空中線の場合

海拔高(開口面の空中線(パラボラ等)を使用する場合は、空中線の輻射体の中心までの高さを、その他の空中線を使用する場合は、最後部の高さとする。)を記載すること。

(4) 利得の欄の記載は、次によること。

ア 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重

(3) (同上)

ア (同上)

超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局のものにあつては海拔高(空中線の輻射体の中心までの高さとする。)及び地上高(主たる放送区域の平均地面から空中線の輻射体の中心までの高さとする。)を、これらの放送局以外の放送局のものにあつては地上高(空中線の最高部までの高さとする。)を記載すること。

イ (同上)

(4) (同上)

ア (同上)

放送、テレビジョン文字多重放送又はテレビジョン・データ多重放送の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向(真北を基準とする時計回りの角度により表示すること。以下ウにおいて同じ。)及び相対利得(dBd)又は絶対利得(11.7GHzから12.2GHzまでの周波数の電波を使用するものに限る。)(dBi)を記載すること。

イ 中波放送の周波数の電波を送信するものにあつては短小垂直空中線に対する利得(dB)を記載すること。

ウ ア及びイ以外の周波数の電波を送信又は受信するものにあつては最大の指向方向における絶対利得を記載すること。ただし、これによることが不相当と認められる場合は、相対利得又は短小垂直空中線に対する利得を記載するものとし、その旨を空中線のその他の事項の欄に記載すること。

(5) 送受信空中線の位置の欄は、経度及び緯度を、それぞれ度、分及び秒をもつて、「135. 30. 05」のように記載すること。

10 9の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値をそれぞれ記載すること。

11 10の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように23の欄に対応した周波数番号を

イ (同上)

ウ (同上)

(5) (同上)

10 (同上)

11 (同上)

記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力及び実効輻射電力又は等価等方輻射電力を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、22 及び 23 の欄の記載は要しない。

12 11 の欄は、受信する周波数又は、受信する周波数の範囲を記載すること。ただし、基幹放送のみをする無線局については、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載すること。

13 12 の欄は、空中線系番号の別に、次によること。

(1) 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う基幹放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う基幹放送局の場合は型式、構成(偏波面を含む。)及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

(記載例)

双ループ H 2 L 2 段 3 面 0 度 (真北から 75 度、245 度、335 度方向)

4 L 1 段 1 面 - 2 度 (真北から 160 度方向)

12 11 の欄は、放送番組の中継に使用する受信機に限り記載するものとし、受信する周波数又は当該周波数の範囲を記載すること。

13 (同上)

(1) 超短波放送、テレビジョン放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送、テレビジョン音声多重放送、テレビジョン文字多重放送、若しくはテレビジョン・データ多重放送を行う放送局又はテレビジョン文字多重放送とテレビジョン・データ多重放送を併せ行う放送局の場合は型式、構成(偏波面を含む。)及び水平面に対する主輻射の角度を記載すること。

(記載例)

(同上)

(2) (1)以外の基幹放送局の場合は型式、構成、長さ及び条数又は基数を記載すること。

(記載例) 頂部負荷(直径5m)円管鉄柱 垂直部 100m  
1基

(3) 空中線及び給電線等を他の基幹放送局と共用する場合はその旨及び当該他の基幹放送局の名称を記載すること。

(4) 構成が複雑なため記載が困難な時は、次により空中線の構成を示す図面を添付することとし、□にレ印を付けること。

ア 送信機の出力端子から送信空中線まで及び受信空中線から受信機の入力端子までの系統を記載すること。

イ 空中線柱等における空中線の取付けの状況(平面図及び側面図により明示すること。)を記載すること。

ウ 送信空中線については輻射体の形状及び大きさ並びに当該空中線が複数の輻射体により構成されている場合は、各輻射体に給電される電力の比率を記載すること。

エ 送信機の出力端子から送信空中線までの間に給電線以外の装置が挿入されている場合は、挿入箇所を記載すること。

(2) (1)以外の放送局の場合は型式、構成、長さ及び条数又は基数を記載すること。

(記載例) 頂部負荷(直径5m)円管鉄柱 垂直部 100m  
1基

(3) 空中線及び給電線等を他の放送局と共用する場合はその旨及び当該他の放送局の名称を記載すること。

(4) (同上)

ア (同上)

イ (同上)

ウ (同上)

エ (同上)

14 13の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

15 14の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。当該電源設備が他の基幹放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の基幹放送局の名称(申請者又は免許人が申請又は届出に係る基幹放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。)

16 15の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

17 16の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面(当該図面に係る装置を有する場合に限る。)を提出するものとし、該当する□にレ印を付けること。この場合において、同欄の図面が当該基幹放送局の他の装置に係るものと同様であるときは17の欄にその旨を記載して同一である図面の添付を省略することができる。

(1) 送受信機系統図の図面は、送信機に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数、発振周波数から発射電波の周波数を合成する方法並びに電源の電圧を、受信機に係るものは、

14 (同上)

15 14の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。当該電源設備が他の放送局と共用するものであるときは、補足事項の欄にその旨及び当該他の放送局の名称(申請者又は免許人が申請又は届出に係る放送局のものと異なるときは、当該異なる申請者又は免許人の氏名又は名称を含む。)

16 (同上)

17 16の欄は、添付図面として、次に掲げる区別に従い、それぞれ該当する図面(当該図面に係る装置を有する場合に限る。)を提出するものとし、該当する□にレ印を付けること。この場合において、同欄の図面が当該放送局の他の装置に係るものと同様であるときは17の欄にその旨を記載して同一である図面の添付を省略することができる。

(1) (同上)

- 真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途並びに各段の周波数(受信周波数と第1局部発振周波数部の周波数との高低の関係を含む。)を記載すること。
- (2) 電源系統図の図面は、機器の種類、電圧、容量及び相数を記載すること。
- (3) 調整装置系統図の図面は、DS(データサーバ)、APS(番組組立部)、字幕・データ放送等制作システム、EWS(緊急警報信号発生装置)、ENC(符号化装置)、MUX(多重化装置)、放送スクランブル装置等の接続を記載すること。
- 18 17の欄は、次によること。
- (1) 送信機の出力を合成するもの場合は、合成の方法を「出力合成方法 25kW×2台並列方式」のように記載すること。
- (2) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、17の欄にその旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示するものとする。
- (3) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を
- (2) (同上)
- (3) (同上)
- 18 (同上)
- (1) (同上)
- (2) (同上)
- (3) (同上)

受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

- (4) 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

19 19及び21の欄は、送信空中線に限り次により記載すること。

ア 標準テレビジョン放送(地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。)、超短波放送又は中波放送を行う基幹放送局の場合は、次により19の欄に記載すること。

(ア) 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、放送の区分ごとに示された次の表の方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、水平面の□にレを付け、角度の欄には方位角を、減衰量の欄にはその方位角における減衰量を記載すること。

(イ) 空中線の垂直面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、複数の輻射体により構成

- (4) 地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局の場合は、設備規則別図第4号の8の8において当該無線設備に適用される搬送波の周波数±4.36MHzにおける平均電力Pからの減衰量の値を記載すること。

19 (同上)

ア 標準テレビジョン放送(地上デジタルテレビジョン放送を行うものを除く。)、超短波放送(衛星補助放送を除く。)又は中波放送を行う放送局の場合は、次により19の欄に記載すること。

(ア) (同上)

(イ) (同上)

されている場合にはその主輻射方向ごとに、放送の区分ごとに示された次の表の俯角の範囲の及び俯角の幅以下の間隔において記載すること。水平面又は垂直面の区別の欄には、垂直面の□にレ点を、括弧に主輻射方向の方位角を記載し、角度の欄には俯角を、減衰量の欄にはその俯角における減衰量を記載すること。

(ウ) 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

イ 地上デジタルテレビジョン放送を行う基幹放送局の場合は、次によること。

(ア) 19の欄は、アに準じて記載すること。

(イ) 21の欄は、空中線の指向特性が複雑な場合に限り、次により記載すること。

A 空中線の水平面の指向特性について、最大空中線利得からの減衰量を、次の表の放送区分ごとに示された方位角の範囲及び方位角の幅以下の間隔において適当な俯角ごとに記載し、俯角及び方位角それぞれ該当する欄に記載すること。

放送の区分	俯角の範囲	俯角の幅	方位角の範囲	方位角の幅
標準テレ	0～30°	1°	0～360°	2°

(ウ) (同上)

イ 地上デジタルテレビジョン放送を行う放送局の場合は、次によること。

(ア) (同上)

(イ) (同上)

A (同上)

表 (同上)

ビジョン 放送				
超短波放 送	0~30°	1°	0~360°	2°
中波放送	0~90°	5°	0~360°	5°

B 空中線系番号の欄は、7の欄から該当する番号を記載すること。

ウ その他の基幹放送局の場合

12の欄に、「空中線の指向特性については、別添の図面のとおり。」と記載し、空中線の水平面及び垂直面の指向特性を明示した図面を添付すること。

20 23の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

- (1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。
- (2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。
- (3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。
- (4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。
- (5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、実効

B (同上)

ウ その他の放送局の場合  
(同上)

20 (同上)

- (1) (同上)
- (2) (同上)
- (3) (同上)
- (4) (同上)
- (5) (同上)

輻射電力、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「ERP 1W」、「最大 ERP 1W」又は「最大 EIRP 1W」のように記載すること。

(6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

21 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記載を省略する場合は、該当欄にその旨を記載すること。

22 検定合格機器の場合は、4 の欄(発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄、定格出力の欄及び変調方式コードの欄に限る。)の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

23 適合表示無線設備の場合は、4 の欄(変調方式コードの欄に限る。)の記載を省略し、当該機器に係る添付図面は添付しないこと。

24 工事設計の変更又は無線設備の変更の工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。

25 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。

26 工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。

(6) (同上)

21 (同上)

22 (同上)

23 (同上)

24 (同上)

25 (同上)

26 (同上)

別表第二号の二第 8 衛星基幹放送局、衛星基幹放送試験局、

別表第二号の二第 8 放送衛星局、放送試験衛星局、人工衛星

人工衛星局及び宇宙局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

- 1 1枚目表 (略)
- 2 2枚目表 (略)
- 3 3枚目表 (略)
- 4 4枚目表 (略)

注1 ※印を付けた欄は、記載しないこと。

- 2 1、20、22 及び 24 の欄は、当該無線局の識別信号又は名称を記載すること。

局及び宇宙局の工事設計書の様式(第4条、第12条関係)

(同上)

(同上)

- 1 1枚目表 (同上)
- 2 2枚目表 (同上)
- 3 3枚目表 (同上)
- 4 4枚目表 (同上)

注1 (同上)

- 2 (同上)

- 3 工事設計書の記載は、発射する電波の型式及び周波数の別に記載すること。
- 4 2の欄は、一の無線局において2以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第1装置と同じ」のように記載することができる。また、当該装置が予備送信装置である場合に限り、予備送信装置の欄の□にレ印を付け、現用装置の番号の欄に該当する現用装置の番号を記載すること。
- 5 3の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- 6 4の欄は、次によること。ただし、衛星基幹放送局等にあつては記載を要しない。
- (1) 多重無線設備(ヘテロダイン中継方式又は直接中継方式により中継を行う無線局のものを除く。)の場合に限り記載すること。
- (2) 時分割多重方式の無線設備にあつては、その通信路容量を「52Mbps」又は「96ch」のように記載すること。

3 (同上)

4 (同上)

5 (同上)

6 4の欄は、次によること。ただし、放送衛星局及び放送衛星試験局(以下「放送衛星局等」という。)にあつては記載を要しない。

(1) (同上)

(2) (同上)

時分割多重方式以外のものにあつては、その通信路容量と通信路実装数(通信路容量と同一でない場合に限る。)を「96ch(48ch)」のように記載すること。なお、テレビジョン中継に使用するための無線設備の場合は、映像及び音声の別にチャンネル数を記載すること。

通信路容量の記載において、電話通信路以外の通信路の数にあつては電話通信路に換算した数を記載することができる。

7 5の欄は、次によること。

(1) 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲の欄は、発射可能な電波の型式(占有周波数帯幅の許容値を付したものを含む。)及び周波数の範囲を記載すること。

(記載例)

「32K0 G7W 3400.01MHz から 4199.99MHz まで」

(2) 定格出力の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(3) 低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(4) 低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望す

7 (同上)

(1) (同上)

(記載例)

(同上)

(2) (同上)

(3) (同上)

(4) (同上)

- る出力の最大のものを記載すること。
- (5) 変調方式コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。 (5) (同上)
- (6) 発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。 (6) (同上)
- (7) 終段部の真空管又は半導体コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。 (7) (同上)
- (8) 電力束密度の欄は、申請をする当該人工衛星局(宇宙局を含む。以下同じ。)の電波の発射により地表面に生ずる電力束密度を記載すること。 (8) (同上)
- (9) 最大電力密度の欄は、搬送波のうち最大の電力密度を記載し、搬送波が 15GHz 以下の場合は当該搬送波のうち最大の電力密度の 4 kHz 帯域幅を、15GHz を超える場合は最大の電力密度の 1 MHz 帯域幅を選定し、これらの帯域幅内における全尖頭電力を 1 Hz 当たりにした値を記載すること。 (9) (同上)
- (10) 製造者名の欄及び型式又は名称の欄は、送信機(送信機及び受信機が一の筐体に収められている場合を含む。)の製造者名及び型式又は名称を記載すること。 (10) (同上)
- (11) 製造番号の欄は、当該機器の製造番号を記載すること。ただし、法第 10 条又は法第 18 条の規定によ

る検査を受ける必要がある場合は、工事の落成までに製造番号を記載することができる。

8 6の欄は、次によること。

(1) 低雑音増幅部の欄は、利得又は雑音温度を記載すること。ただし、当該雑音温度の値を受信機の雑音温度の値に加算して記載する場合は、記載は要しない。

(2) 通過帯域幅の欄は、受信周波数が470MHz未満の場合は6dB低下の幅を、470MHz以上の場合は3dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

(3) 雑音温度の欄は、「(何)K」のように記載すること。

9 7の欄は、当該無線局で使用する空中線ごとに個別の番号を付けること。なお、同一の空中線であつても、空中線の利得及び給電線の損失等が異なる場合は、「1-2」のように枝番を付すこと。また、括弧内には、「東アジア向け」のように記載すること。

10 8の欄は、次によること。

(1) 送受の別コードの欄、基本コードの欄、付加コードの欄及び偏波面コード(26.175MHzを超える周波数の電波を使用するものに限る。)の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

(2) 電力半値ビーム幅の欄は、無指向性空中線、成形

8 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

(3) (同上)

9 (同上)

10 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

- |   |                 |
|---|-----------------|
| <p>ビーム空中線又はマルチビーム空中線以外の空中線を使用する場合に限り記載すること。</p>   |                 |
| <p>(3) 指向確度の欄は、無指向性空中線以外の空中線を使用する場合に限り記載すること。</p>   | <p>(3) (同上)</p> |
| <p>(4) 利得の欄は、26.175MHz を超える周波数の電波を使用するものに限り記載し、Gis(絶対利得)で記載すること。</p>  | <p>(4) (同上)</p> |
| <p>(5) 口径の欄は、指向性空中線を使用する無線局に限り、開口面の空中線(パラボラ等)を使用する場合はその口径を、その他の指向性空中線を使用する場合は水平面の主輻射の角度の幅を記載すること。</p>   | <p>(5) (同上)</p> |
| <p>(6) 雑音温度の欄は、受信空中線に限り、注8(3)に準じて記載すること。</p>  | <p>(6) (同上)</p> |
| <p>11 9の欄は、給電線損失、共用器損失及びその他損失の値を送受信別にそれぞれ記載すること。</p>  | <p>11 (同上)</p>  |
| <p>12 10の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように25の欄に対応した周波数番号を記載すること。ただし、単一の送信装置及び空中線系を使用する場合、単一の電波の型式、周波数、空中線電力、実効輻射電力又は等価等方輻射電力及び周波数等の条件を使用する場合その他の送信装置、空中線及び発射する周波数等の関連付けが明らかな場合には、「—」を記載し、24及び25の欄の記載は要しない。</p> | <p>12 (同上)</p>  |

13 11 の欄は、受信する周波数又は受信する周波数の範囲を記載すること。

14 12 の欄は、空中線系番号の別に、空中線の構成(放物面鏡、電磁ホーン等については、円形の場合は直径、楕円形の場合は長径及び短径、方形の場合は長辺及び短辺)、輻射器の細部の構成(輻射器、反射器、導波器等がある場合は、その区別及び素子数)及び空中線の取付方法を記載し、指向主軸の方向(空中線が地球を指向している場合は指向地点の経度及び緯度、その他の場合は方位角(真北を基準とする時計回りの角度をいう。)、仰角(人工衛星と地球の中心を結ぶ線と空中線の指向主軸の方向との角度をいう。))で記載すること。)及び可動範囲を付記すること。

ただし、構成が複雑なため記載が困難なときは、□にレ印を付け、空中線の構成を示す図面を添付することができる。また、その他特殊な事由がある場合は、その理由を付して本欄に記載することができる。

15 13 の欄は、次によること。

(1) 種別の欄、規格の欄、方式の欄、数量の欄、電力配分の欄及び補足事項の欄について記載すること。

(記載例)

種別	規格	方式	数量	電力配分	補足事項
----	----	----	----	------	------

13 (同上)

14 (同上)

15 (同上)

(1) (同上)

(記載例)

表 (同上)

太陽電池	1000W (5年後)	シリコン	太陽電池セル	通信系サブシステム用 50W、 通信系を除く 共通系 300W ミッション系 150W	
種別	規格	方式	数量	電力配分	補足事項
蓄電池	容量 60AH (合計)	Ni—Cd	3 ユ ニット	通信系サブシステム用 50W 通信系を除く 共通系 300W ミッション系 200W	

(2) 予備電源の有無の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載し、演奏所及び送信所の電源の予備の有無について、該当する□にレ印を付けること。

16 14の欄は、コード表に掲げる装置がある場合に限り、コード表により該当するコードを記載するとともに、補足事項を記載すること。

17 15の欄は、次によること。

電波の発射を停止させる装置を含む場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的な方式及び性能に関して記載すること。また、電波の発射を停止

(2) 予備電源の有無の欄は、放送衛星局等に限り記載し、演奏所及び送信所の電源の予備の有無について、該当する□にレ印を付けること。

16 (同上)

17 (同上)

させる装置を含まない場合は、「□無」の□にレ印を付け、人工衛星局であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともにその方法の確実性を証する方法を記載すること。

18 16 の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を含む場合は、「□有」の□にレ印を付け、方式及び性能の欄に具体的なその方式及び性能を記載すること。

(2) 人工衛星の軌道又は位置を変更させる装置を含まない場合は、「□無」の□にレ印を付け、対地静止衛星に開設する人工衛星局であるときは、方式及び性能の欄にこれに代わる方法を記載するとともにその方法の確実性を証する方法を記載すること。

19 17 の欄は、当該無線局の工事設計書の記載事項以外の工事設計について、法第3章に規定する条件に合致している場合は、□にレ印を付けること。

20 18 の欄は、添付図面として、無線設備系統図(人工衛星局に限る。)又は送受信機系統図(衛星基幹放送局等に限る。)、電源系統図、地表面の利得コンタ図及び業務区域を示す図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1) 無線設備系統図又は送受信機系統図は、送受信機の系統、各系統の用途及び周波数並びに送受信機、

18 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

19 (同上)

20 18 の欄は、添付図面として、無線設備系統図(人工衛星局に限る。)又は送受信機系統図(放送衛星局等に限る。)、電源系統図、地表面の利得コンタ図及び業務区域を示す図を添付することとし、□にレ印を付けること。なお、添付図面の記載は、次によること。

(1) (同上)

空中線及び端局装置の接続系統を記載すること。

(2) 電源系統図は、機器の種類、電圧、容量及び相数を付記すること。

(3) 地表面の利得コンタ図は、申請に係る人工衛星局が対地静止衛星である場合は、送信及び受信空中線の利得を地表面の地図に利得コンタで記載すること。この場合において、当該利得コンタは、Gis(絶対利得)を最大利得から2、4、6、10、20dB、又、必要に応じて30、40、50dB等10dB間隔で低くなる利得に対応する各コンタで記載すること。なお、対地静止衛星以外である場合は、これに準じて記載すること。

(4) 業務区域を示す図は、人工衛星局に限り電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線における業務区域を適宜の地図に記載すること。

21 19の欄は、次によること。

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示すること。衛星基幹放送局等の場合

(2) (同上)

(3) (同上)

(4) (同上)

21 (同上)

(1) 第15条の2又は第15条の3第1項(同条第2項、第16条第5項及び第25条第3項において準用する場合を含む。以下この様式において同じ。)の規定により、工事設計の全部の記載を省略する場合は、その旨を記載すること。この場合においては、工事設計の内容が同一である無線局の免許の番号及び識別信号等により明示すること。放送衛星局等の場合

合は、無線設備を設置する人工衛星の名称を記載すること。

(2) 設備規則別表第3号の40の規定により総務大臣が別に告示する必要周波数帯幅(BN)及び平均電力(P)の算出に必要な事項が記載されていない場合には、送信設備の種類に応じて必要な事項を記載すること。

(3) 無線設備規則の一部を改正する省令(平成17年総務省令第119号)附則第3条第2項の規定の適用を受けることを希望する場合は、当該無線設備が平成19年11月30日までに製造されている無線設備である旨を記載すること。

22 21の欄は、次によること。

(1) 人工衛星の名称の欄は、人工衛星の名称を記載すること。

(2) 周波数帯の欄は、「3.4GHzから4.2GHz帯」又は「Ku帯」のように記載すること。

(3) トランスポンダ番号の欄は、申請に係る人工衛星に搭載する衛星中継器(トランスポンダ)番号ごとに、区別できるように番号を付すこと。

(4) ビーム名の欄は、「日本国内ビーム」又は「東アジアビーム」のように記載すること。

(5) 中心周波数の欄は、中継器帯域幅の中心周波数を

は、無線設備を設置する人工衛星の名称を記載すること。

(2) (同上)

(3) (同上)

22 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

(3) (同上)

(4) (同上)

(5) (同上)

- 記載すること。
- (6) 周波数帯幅の欄は、中継器帯域幅及び中継器中心周波数帯間隔を区別して記載すること。
- (7) 偏波面コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。
- (8) 補足事項の欄は、その他参考となる事項がある場合は、その事項を記載すること。
- 23 23 の欄は、次によること。
- (1) 人工衛星の名称の欄は、注 22(1)に準じて記載すること。
- (2) アップリンク／ダウンリンクの別の欄は、地上から宇宙物体向けの伝送路回線の場合をアップリンクとし、宇宙物体から地上向けの伝送路回線の場合をダウンリンクとして記載すること。
- (3) 回線の使用目的の欄は、「データ伝送用」、「音声用」又は「姿勢制御」のように記載すること。
- (4) 周波数帯の欄は「3.4GHz から 4.2GHz 帯」又は「Ku 帯」のように記載すること。
- (5) 地球局の形態の欄は、無線通信規則第 1 条において使用する用語の例により、「固定衛星業務」、「移動衛星業務」のように記載すること。
- (6) 配置エリアの欄は、通信の相手方となる無線局の
- (6) (同上)
- (7) (同上)
- (8) (同上)
- 23 (同上)
- (1) (同上)
- (2) (同上)
- (3) (同上)
- (4) (同上)
- (5) (同上)
- (6) (同上)

代表的な設置場所及び移動する無線局の移動範囲を記載すること。

24 25 の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように記載することとし、次によること。

(1) 周波数番号の欄は、送信装置、空中線、発射する周波数等の関連付けができるように付番すること。

(2) 電波の型式の欄は、使用する空中線から発射する電波の型式を記載すること。

(3) 周波数の欄は、使用する空中線から発射する周波数を記載すること。

(4) 空中線電力の欄は、使用する空中線から発射する周波数の空中線電力を記載すること。

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、衛星基幹放送局等に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大 ERP 1000kW」又は「最大 EIRP 1000kW」のように記載すること。

(6) 補足事項の欄は、周波数等の条件がある場合はそれを記載すること。

(7) トランスポンダ番号の欄は、21 の欄で記載したトランスポンダ番号に対応した事項を記載すること。

25 第 15 条の 3 第 1 項の規定により工事設計の一部の記

24 (同上)

(1) (同上)

(2) (同上)

(3) (同上)

(4) (同上)

(5) 実効輻射電力又は等価等方輻射電力の欄は、放送衛星局等に限り記載することとし、最大実効輻射電力又は最大等価等方輻射電力を「最大 ERP 1000kW」又は「最大 EIRP 1000kW」のように記載すること。

(6) (同上)

(7) (同上)

25 (同上)

載を省略する場合は、その旨を記載すること。

- 26 工事設計の変更又は無線設備の変更工事をする場合の許可の申請又は届出をするときは、変更に係る部分について当該変更後の事項を記載すること。
- 27 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格の用紙に適宜記載すること。
- 28 工事設計書(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 29 第2条第3項ただし書の規定により免許の申請をする場合は、当該併せて行う業務の種別に応じ、これに相当する無線局の種別による工事設計書を併せて提出すること。

別表第二号の三第1 簡易無線局(パーソナル無線を除く。)、  
構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の  
無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12  
条関係)

1 1枚目

短 辺	無線局事項書及び工事設計書			
	1～5 (略)			
	6、7、15、16 (略)	8～14 (略)		17 無線局

- 26 (同上)
- 27 (同上)
- 28 (同上)
- 29 (同上)

別表第二号の三第1 簡易無線局(パーソナル無線を除く。)、  
構内無線局、陸上移動局、携帯局及び船上通信局の  
無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12  
条関係)

1 1枚目

短 辺	無線局事項書及び工事設計書			
	1～5 (同上)			
	6、7、15、16 (略)	8～14 (同上)		17 無線局

	の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的	
	19、20 (略)		
21 (略)			

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1～17 (略)

18 17の欄は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□に✓印をつけること。

19～26 (略)

27 26の欄の記載は、次によること。

(1)～(5) (略)

(6) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載すること。

(7) (略)

28～41 (略)

別表第二号の三第3 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第12

	の目的コード		
	19、20 (同上)		
21 (同上)			

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1～17 (同上)

18～25 (同上)

26 (同上)

(1)～(5) (同上)

(6) (同上)

27～40 (同上)

別表第二号の三第3 特定船舶局、遭難自動通報局及び無線航行移動局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第4条、第

条関係)

無線局事項書及び工事設計書			
1～5 (略)			
6、7、17、 19、20、22 (略)	8～13 (略)		
	14 無線 局の目的 コード		15 (略)
	<input type="checkbox"/> 従たる目的		
16、18、21、23、25～30 (略)			

短  
辺

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注 1～15 (略)

16 14 の欄は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局  
については、主たる目的、従たる目的の順に記載すること  
とし、従たる目的の□に✓印をつけること。

17～38 (略)

39 39 の欄の記載は、次によること。

(1)～(7) (略)

(8) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局につ  
いては、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行  
に支障を及ぼすおそれがないことを示す事項を記載  
すること。

12 条関係)

無線局事項書及び工事設計書			
1～5 (同上)			
6、7、17、 19、20、22 (略)	8～13 (同上)		
	14 無線 局の目的 コード		15 (同上)
	<input type="checkbox"/> 従たる目的		
16、18、21、23、25～30 (同上)			

短  
辺

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注 1～15 (同上)

16～37 (同上)

38 (同上)

(1)～(7) (同上)

(9) 特定船舶局にあつては、電気通信事業法第2条第5号に規定する電気通信事業者から、電気通信業務の委託を受ける場合は、電気通信業務の通信の取扱範囲を記載すること。

(10) (略)

40～42 (略)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

1 1枚目

短  
辺

無線局事項書及び工事設計書			
1～6 (略)			
7、8 (略)	9～13 (略)		
	14 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的	<input type="checkbox"/> 従たる目的
	15 (略)		
16～19 (略)			

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1～15 (略)

16 13の欄は、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載するこ

(10) (同上)

39～41 (同上)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項書及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

1 1枚目

短  
辺

無線局事項書及び工事設計書			
1～6 (同上)			
7、8 (同上)	9～13 (同上)		
	14 無線局の目的コード	<input type="checkbox"/> 従たる目的	<input type="checkbox"/> 従たる目的
	15 (同上)		
16～19 (同上)			

長 辺 (日本工業規格A列4番)

注1～15 (同上)

ととし、従たる目的の□に✓印をつけること。

17～20 (略)

21 19の欄の記載は、次によること。

(1)～(6) (略)

(7) 主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、その従たる目的の遂行が主たる目的の遂行に支障を及ぼすおれがないことを示す事項を記載すること。

(8) (略)

22～33 (略)

別表第三号 無線局免許承継申請書の様式(第20条の3関係)

第1 申請書

無線局免許承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿(注)

申請者 住所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称 印

(ふりがな)

代表者氏名 印

(代表者が氏名を自筆により記入したときは、押印を省略できる。)

16～19 (同上)

20 (同上)

(1)～(6) (同上)

(7) (同上)

21～32 (同上)

別表第三号 無線局免許承継申請書の様式(第20条の3関係)

第1 申請書

無線局免許承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿(注)

申請者 住所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称 印

(ふりがな)

代表者氏名 印

(代表者が氏名を自筆により記入したときは、押印を省略できる。)

電波法第二十条第二項(又は第四項、第五項、第十項)の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 合併又は分割当事者

(ふりがな) 商号(又は名称)	住所(本店又は主たる 事務所の所在地)	(ふりがな) 代表者氏名

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部(法第二十条第四項の場合にあっては事業の一部)を承継する法人

住所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割がその効力を生ずる予定年月日

4 合併又は分割の理由

5 免許人(又は予備免許を受けた者)の地位の承継を必

電波法第二十条第二項(又は第八項)の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 (同上)

表 (同上)

2 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を承継する法人

住所(本店又は主たる事務所の所在地)

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

代表者氏名

3 合併又は分割決議の年月日及び合併又は分割による登記の予定年月日

4 (同上)

5 (同上)

要とする理由

6 承継に係る無線局

識別信号	種別	免許番号(又は予備免許の番号)	免許人(又は予備免許を受けた者)の商号(又は名称)	免許の有効期間

- 7 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局に限る。)(別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)
- 8 事業計画(基幹放送局に限る。)(別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)
- 9 事業収支見積り(基幹放送局に限る。)(別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)
- 10 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(別表第二号第1又は第5の無線局事項書に準ずる。)
- 11 欠格事由に関する事項(申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が基幹放送局に限る。)であるときは、欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

6 (同上)

表 (同上)

- 7 無線局の運用費の支弁方法(放送局に限る。)(別表第二号第1放送局の無線局事項書に準ずる。)
- 8 事業計画(放送局に限る。)(別表第二号第1放送局の無線局事項書に準ずる。)
- 9 事業収支見積り(放送局に限る。)(別表第二号第1放送局の無線局事項書に準ずる。)
- 10 欠格事由に関する事項(申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が放送局であるときは、欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注 施行規則第五十一条の十五第一項第一号に掲げる無線局の免許承継の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)にあてること。

第2 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類(地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を継承する法人の定款案

別表第四号 無線局免許承継申請書の様式(第20条の3の2関係)

第1 申請書

無線局免許承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

注 (同上)

第2 添付書類

- 1 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
- 2 株主総会又は社員総会の決議録、無限責任社員又は総社員の同意書その他合併又は分割に関する意思の決定を証するに足りる書類
- 3 合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により無線局をその用に供する事業の全部を継承する法人の定款案

別表第四号 無線局免許承継申請書の様式(第20条の3の2関係)

第1 申請書

無線局免許承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

申請者 住所(注2)  
(ふりがな)  
氏名(注3) 印  
(ふりがな)  
代表者氏名

電波法第二十条第三項(又は第四項後段、第五項後段、第十項)の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

(ふりがな) 氏名(注4)	住所(注2)	(ふりがな) 代表者氏名(注5)

- 2 譲受人が事業を譲り受ける年月日
- 3 事業の譲受けの理由
- 4 免許人(又は予備免許を受けた者)の地位の承継を必要とする理由
- 5 承継に係る無線局

申請者 住所(注2)  
(ふりがな)  
氏名(注3) 印  
(ふりがな)  
代表者氏名

電波法第二十条第三項(又は第八項)の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

- 1 (同上)  
表 (同上)

- 2 (同上)
- 3 (同上)
- 4 (同上)
- 5 (同上)  
表 (同上)

識別信号	種別	免許番号(又は予備免許の番号)	免許の有効期間

6 無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局に限る。)(別表第二号第1 又は第5 基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)

7 事業計画(基幹放送局に限る。)(別表第二号第1 又は第5 基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)

8 事業収支見積り(基幹放送局に限る。)(別表第二号第1 又は第5 基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)

9 欠格事由に関する事項(申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が基幹放送局であるときは、欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注1 施行規則第五十一条の十五第一項第一号に掲げる無線局の免許承継の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)にあてること。

注2 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注3 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並び

6 無線局の運用費の支弁方法(放送局に限る。)(別表第二号第1 放送局の無線局事項書に準ずる。)

7 事業計画(放送局に限る。)(別表第二号第1 放送局の無線局事項書に準ずる。)

8 事業収支見積り(放送局に限る。)(別表第二号第1 放送局の無線局事項書に準ずる。)

9 欠格事由に関する事項(申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が放送局であるときは、欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注1 (同上)

注2 (同上)

注3 (同上)

に代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

注4 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。

注5 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

## 第2 添付書類

- 1 事業の譲渡に関する契約書の写し (地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送の場合は、放送法第百十八条の規定による放送局設備供給役務に係る契約書の写しを含む。)
- 2 譲受人が法人であるときは、その定款
- 3 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

注4 (同上)

注5 (同上)

## 第2 (同上)

- 1 事業の譲渡に関する契約書の写し
- 2 (同上)
- 3 (同上)

3 関係)

第1 申請書

無線局免許承継申請書

年 月 日

総務大臣 殿(注1)

申請者 住所(注2)

(ふりがな)

氏名(注3)

印

(ふりがな)

代表者氏名

電波法第二十条第四項後段(又は第五項前段、第十項)の規定により、無線局の免許人(又は予備免許を受けた者)の地位を承継したいので、下記により別紙の書類を添えて申請します。

記

1 譲渡人

<u>(ふりがな)</u> <u>氏名(注4)</u>	<u>住所(注2)</u>	<u>(ふりがな)</u> <u>代表者氏名(注5)</u>

2 譲受人が事業を譲り受ける年月日

3 事業の譲渡し又は譲受けの理由

4 承継に係る無線局

識別 信号	種別	免許番号(又 は予備免許 の番号)	免許人(又は予備免 許を受けた者)の商 号(又は名称)	免許の有 効期間

6 譲渡人の無線局の運用費の支弁方法(基幹放送局に限る。)(別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)

7 譲渡人又は譲受人の事業計画(基幹放送局に限る。)(別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)

8 譲渡人又は譲受人の事業収支見積り(基幹放送局に限る。)(別表第二号第1又は第5基幹放送局の無線局事項書に準ずる。)

9 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要及び基幹放送の業務を維持するに足りる技術的能力(別表第二号第1又は第5の無線局事項書に準ずる。)

10 欠格事由に関する事項(申請者が電波法第五条の欠格事由に該当しないときは、その旨を記載すること。ただし、承継に係る無線局が基幹放送局であるときは、欠格事由に該当しない事実を証する書面を添付すること。)

注1 施行規則第五十一条の十五第一項第一号に掲げる無線局の免許承継の申請をする場合は、同項に規定する所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を

含む。)にあてること。

注2 住所については、法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。

注3 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

注4 法人又は団体の場合は、その商号又は名称を記載すること。

注5 法人又は団体の場合は、代表者の役職名及び氏名を記載すること。ただし、譲渡人が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。

## 第2 添付書類

1 事業の譲渡に関する契約書の写し

2 譲受人が法人であるときは、その定款

3 譲受人が法人格なき組合であるときは、その組合契約書

別表第五号 基幹放送局に交付する免許状の様式(第 21 条関係)

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別		免許の番号	
免許の年月日		免許の有効期間	
無線局の目的			運用許容時間
放送事項			
放送区域			
通信事項			
通信の相手方			
識別信号			
無線設備の設置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
認定基幹放送事業者の 氏名又は名称			
備考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備			

長  
辺

別表第五号 放送局に交付する免許状の様式(第 21 条関係)

無線局免許状			
免許人の氏名又は名称			
免許人の住所			
無線局の種別		免許の番号	
免許の年月日		免許の有効期間	
無線局の目的			運用許容時間
放送事項			
放送区域			
識別信号			
無線設備の設置場所			
電波の型式、周波数及び空中線電力			
備考			
法律に別段の定めがある場合を除くほか、この無線局の無線設備			

長  
辺

を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

総務大臣 ㊟

短 辺(日本工業規格 A 列 4 番)

注 1 放送事項の欄は、特定地上基幹放送局に限り設ける。

注 2 通信事項及び通信の相手方の欄は、基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局に限り設ける。

別表第五号の二 基幹放送局、パーソナル無線及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式(第 21 条関係)

表 (略)

注 1 施行規則第 51 条の 15 第 1 項第 1 号に掲げる無線局に交付する免許状の場合は、同項に規定する所轄総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)とする。

2 無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

従たる目的：」

のように記載する。

を使用し、特定の相手方に対して行われる無線通信を傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。

年 月 日

総務大臣 ㊟

短 辺(日本工業規格 A 列 4 番)

別表第五号の二 放送局、パーソナル無線及びアマチュア局以外の無線局に交付する免許状の様式(第 21 条関係)

表 (同上)

注 1 (同上)

3 (略)

別表第五号の五 包括免許に係る免許状の様式(第21条の2関係)

第1 特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)

表 (略)

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

従たる目的：」

のように記載する。

第2 特定無線局(法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)

表 (略)

注1 沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

2 無線局の目的の欄については、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、

「主たる目的：

従たる目的：」

のように記載する。

2 (同上)

別表第五号の五 包括免許に係る免許状の様式(第21条の2関係)

第1 特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。)

表 (同上)

注 (同上)

第2 特定無線局(法第27条の2第2号に掲げる無線局に係るものに限る。)

表 (同上)

注 (同上)

別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4関係)
1 特定基地局が <u>法第27条の23第1項第1号又は第2号に掲げる事項のいずれを確保するためのものであるのかの別</u>
2 (略)
3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる <u>移動受信用地上基幹放送</u> に係る放送対象地域(注2)
4～8 (略)
9 (略)
注1 <u>移動受信用地上基幹放送</u> をする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。
2～7 (略)
8 別表第二号第1の <u>26の欄</u> のうち、別紙(1)から(12)まで及び(15)から(18)までについて記載すること。
9～13 (略)

別表第五号の七 特定基地局の開設計画の様式(第25条の4関係)
1 特定基地局の <u>目的</u>
2 (同上)
3 特定基地局の通信の相手方である移動する無線局の移動範囲又は特定基地局により行われる <u>移動受信用地上放送</u> に係る放送対象地域(注2)
4～8 (同上)
9 <u>放送事項(注6)(注9)</u>
10 (同上)
注1 <u>移動受信用地上放送</u> をする特定基地局の開設計画にあつては、記載を要しない。
2～7 (同上)
8 別表第二号第1の <u>22の欄</u> のうち、別紙(1)から(12)まで及び(15)から(18)までについて記載すること。 <u>ただし、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をする特定基地局の開設計画にあつては、別紙(1)から(3)まで、(6)及び(15)から(17)までについて記載すること。</u>
9 <u>放送事項を放送の目的別種類により記載すること。ただし、他人の委託により、その放送番組をそのまま送信する放送をする特定基地局の開設計画にあつては、「放送事業者が委託により行わせる放送」と記載すること。</u>
10～14 (同上)

